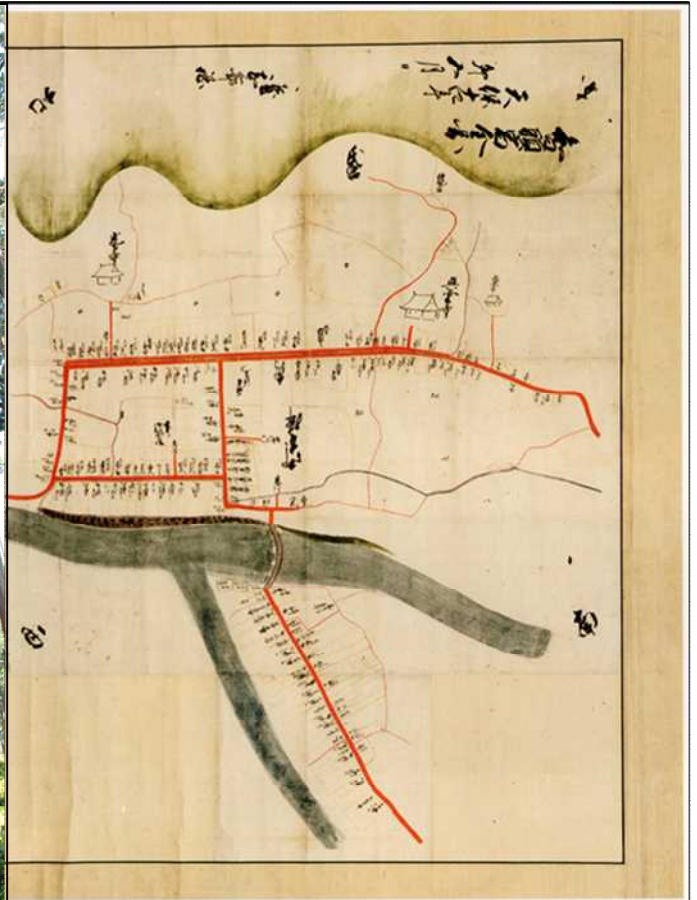


重要文化的景観

「智頭の林業景観」整備活用計画



令和4年3月
鳥取県智頭町

第1章	整備活用計画策定について.....	1
1	整備活用計画策定の経緯と目的.....	1
2	主な上位計画及び関連計画.....	2
3	整備活用計画策定の体制と経緯.....	5
第2章	智頭の林業景観の特性.....	8
1	重要文化的景観の選定告示について.....	8
2	智頭の林業景観の概要.....	9
3	智頭の林業景観の特性.....	10
第3章	重要文化的景観の現状と課題.....	12
1	統計資料から捉える現況と特徴.....	12
2	智頭宿エリアの現状と課題.....	15
3	芦津集落の現状と課題.....	18
4	東山・沖ノ山エリアの現状と課題.....	22
第4章	整備活用計画の基本方針.....	28
1	整備の基本方針.....	28
2	重要な構成要素における整備の方向性.....	34
3	整備活用の先行事例.....	114
第5章	保存・活用に関する内容.....	116
1	復旧修理・修景に関する計画.....	116
2	防災・防火対策.....	122
3	その他文化財を活かした活用.....	123
4	回遊・動線に関する計画.....	124
第6章	普及・啓発.....	126
1	普及.....	126
2	啓発.....	127
第7章	現状変更行為と届出.....	128
1	現状変更行為と届出.....	128
第8章	整備活用の短期長期における重要施策.....	130
1	各エリアごとの主な計画.....	130
2	整備活用に関わる事業.....	136

第1章 整備活用計画策定について

1 整備活用計画策定の目的と経緯

平成16年に文化財保護法が一部改正され、「文化的景観」が文化財の新しい種別に加えられ、その保護の制度が制定された。このことにより、日本全国に残る、美しい森林や農山村の景観、町並みの景観など、貴重な財産を抽出し、重要文化的景観への選定、その保全や活用に向けた取り組みが進められている。

智頭町においても、平成26年11月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成28年3月に智頭町景観計画を策定した。合わせて平成27年度及び同28年度には智頭町の林業景観保存調査を実施して『智頭町の林業景観保存調査報告書』（平成29年3月、智頭町）を刊行すると共に「智頭町の林業景観保存計画」（以下、「保存計画」という）を策定した。その後、文部科学大臣に「智頭の林業景観」として重要文化的景観の選定申出を行い、平成30年3月に選定に至った。

「智頭の林業景観」は、①参勤交代の宿場町として栄えた「智頭宿」と背後の山林、②参勤交代の道や材木等の主要道として使われた「智頭往来」、③広大な財産区有林を有する智頭町随一の林業集落である「芦津集落」、④智頭林業発展の礎となった「東山・沖の山の森林」から成る。

保存計画においては、その「第5章 保存管理方策」の「3. 整備活用方針」において、以下の3つのことを掲げている。

- (1) 森林に関わる眺望点の整備及び立ち入り規則等
- (2) 往来・街道筋の建築物等の景観整備と規制
- (3) 国指定・登録文化財等の景観整備

本整備活用計画は、これに基づき今後の10年間で優先的に実施することが求められる事業等についてまとめると共に、その実施の考え方について整理すること等を目的とするものである。

「智頭の林業景観」は、町の主要産業である林業の歴史と深く結びついたものであり、当地における山林と人との関わりやその移り変わりを多面的に映すものである。重要文化的景観の整備活用の進展が、智頭町民としてのアイデンティティと誇りを育み、地域づくりへの意欲を高め、町内外に応援者・支援者を増やし、まちや人の創生に繋がることを目指すものである。

2 主な上位計画及び関連計画

整備活用計画は、長期的なまちづくりの方針や将来像、その実現の手段などを描いた「第7次智頭町総合計画」（平成29年3月）を最上位の基本方針とし、その他関係計画と連携・調整を図りながら履行するものである。

第7次智頭町総合計画

4つの基本理念

第7次智頭町総合計画では、これまでの第6次智頭町総合計画での成果をもとに、本町のもつ自然・環境・地域の資源を活かしながら、町民一人ひとりが智頭町ならではの暮らしをさらに実感できるものにしていくことが望まれます。

そのためには町民と行政が共通の将来像を掲げ、一緒に本町のまちづくりを進めていく必要があります。これからの町全体を見渡した町政運営と、その施策一つひとつに町民と行政が「寄り添える」まちをつくるという考え方が必要です。

そこで、第7次智頭町総合計画においては、本町のテーマを実現するために、以下を基本理念とします。

- ①森の恵みを活かしたまちづくり
- ②安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり
- ③子どもから大人まで学びと成長のまちづくり
- ④地域や家族のつながりでつくるまちづくり



第7次智頭町総合計画の表紙

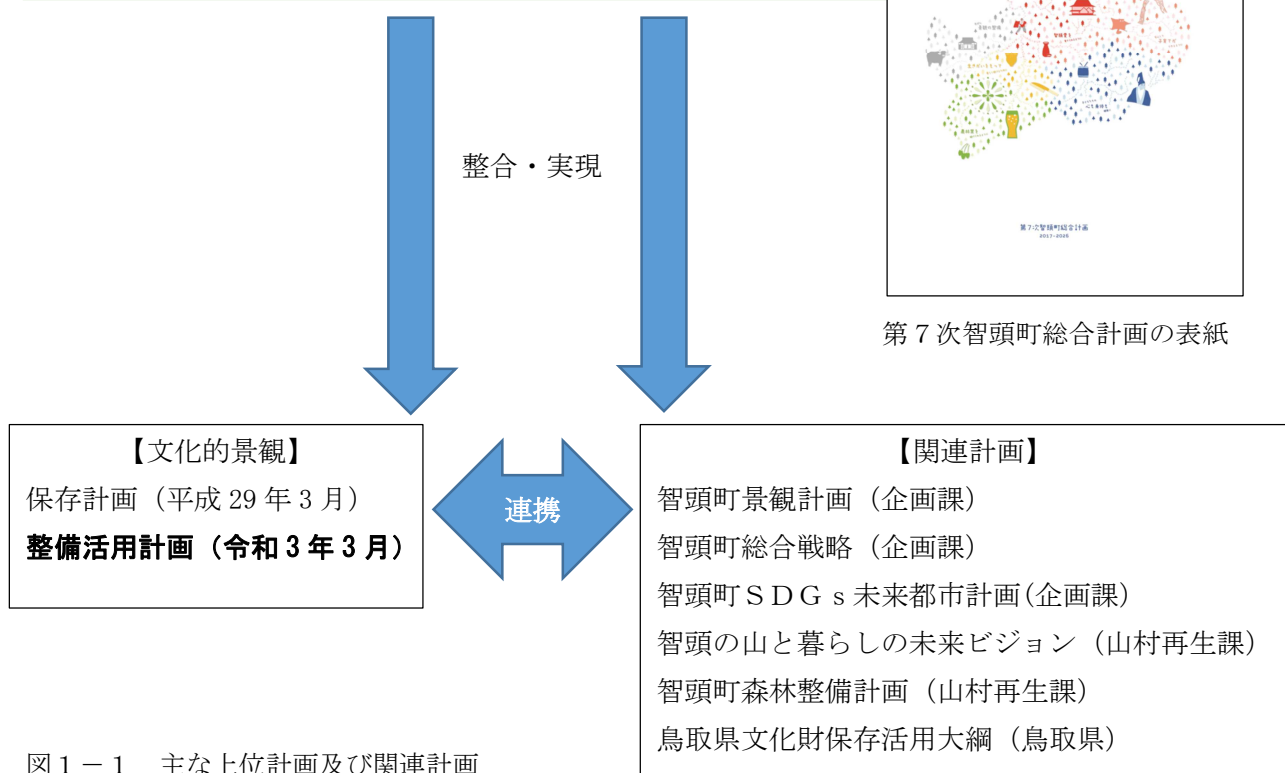


図1-1 主な上位計画及び関連計画

【総合計画との関係】

総合計画では、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」というテーマの下、4つの基本理念を定めている。その一つが「森の恵みを活かしたまちづくり」であり、森の恵みを活かしていくための産業育成、森林などの地域資源を活かした新たな仕事づくり、鳥取県東南部の玄関口としての地理的優位性と豊かな自然環境を共に活かした観光振興や都市部との交流等を図り、町民が森の恵みをしっかり享受できるようなまちづくりを進めることとしている。「智頭の林業景観」も森の恵みにより形成されてきたものであり、この基本理念の実現に寄与するものである。

【第7次智頭町総合計画】

期 間：平成29年度から令和8年度

将来像：「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」

(図1-1参照)

【智頭町SDGs】

本町は令和元年7月1日に内閣府より、「SDGs未来都市」に選定され、智頭町SDGs未来都市計画を策定している。その計画内には、「2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を掲げており、林業関係や森林を活かしたまちづくりも盛り込まれている。



【智頭の山と暮らしの未来ビジョン】

令和2年3月には、本町の大切な社会基盤である山林と人が調和し、地域の持続性を保つていくを示す「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」を策定した。

当ビジョンは、智頭の林業景観を守っていくことに繋がるため、連携して推進し、相乗効果を狙う。

智頭の山と暮らしの未来ビジョン 基本方針

＜お問い合わせ＞
智頭町役場山村再生課 0858-75-3117

1 山村暮らし「生活」と「生き方」

(1) 山に寄り添う暮らしの創出

- ・新利用、狩猟、山菜採り、民泊、教育、健康づくり等、智頭の豊かな山林資源を活かした暮らしを創出します。

(2) 町民の木づかいの促進

- ・智頭の木が住民の暮らしにより身近なものとして浸透するように努めています。

(3) 地域の担い手創出

- ・世代や産業・教育・福祉等の枠を超え、地縁を支え、地域を支える担い手の育成に取り組みます。

(4) 再生可能なエネルギー及び資源の自給

- ・持続可能な暮らしの実現に向けて、エネルギー及び資源の自給により、地域の安定性を高め、農山村での産業振興に寄与します。

3 山林の管理・マネジメント「所有」と「利用」

(1) ソフトインフラ(山林情報)の整備

- ・境界情報や森林蓄積・地業履歴等をはじめとして、山林情報を整理し、見える化していきます。

(2) ハードインフラ(林道・森林作業道等)の整備

- ・山林の管理が適切にできるよう、林道・森林作業道等のインフラ整備を進めていきます。

(3) 所有者の責任

- ・山林の所有者が自分の山の情報を把握し、地域の社会資源の所有者として、地域と山林の持続性を保つために、どのような管理が適切か考えていきます。

(4) 利用者の責任

- ・地域の社会資源の利用者として、地域と山林の持続可能性を保つために、どのような利用及び管理が適切か考えていきます。

(5) 適地適木

- ・持続可能な森林管理に向けて、針葉樹等の一部広葉樹林化等を含め、環境条件に即した適地適木に取り組んでいきます。

2 自然環境「ヒト」と「ヤマ」

(1) 生物多様性の保全

- ・生物多様性の重要性を認識し、その保全に努めます。

(2) 自然災害に対するリスクマネジメント

- ・山林の適切な管理と整備により、災害に強い山林を育てていきます。

(3) 生物リスクに対するリスクマネジメント

- ・病虫害、シカ害等の被害が拡大しないよう、対策を講じていきます。

(4) 美しい景観の保持

- ・美しい山林の景観を保持することにより、様々な山林の機能(文化、レクリエーション、防災、生物多様性保全等)を同時に発揮していきます。

(5) 流域への配慮

- ・山から里、川、平野部、そして海までの様々な受益者と協力し、持続可能な山林資源の利用を模索していきます。

4 林業経営「木材」と「人材」

(1) 人材育成

- ・智頭林業の伝統である長伐期多間伐施業を受け継ぎつつ、山林から持続的に価値を創出し、地域を支えていく担い手を育成していきます。

(2) 低コストかつ持続可能な林業経営の推進

- ・持続可能な林業経営のため、造林、木材伐出等のコスト削減に取り組み、山側(山林所有者や素材生産者等)への還元に努めます。

(3) 智頭林業のブランド力向上

- ・川上(森林の担い手)から川下(木材の利用者)までが連携し、地域の特色を活かした智頭材の生産、及び地域の暮らし・産業の実現に努めます。

(4) 地産地消の推進

- ・智頭林業や智頭材の魅力を都市部をはじめとする県内外に発信し、またその価値を理解してくれる応援者の育成に努めます。地産地消の推進は地域の魅力の再認識や、需要の拡大及び経済基盤の安定に繋がります。

図1-2 「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」の基本方針

【智頭町森林整備計画】

本町の森林整備において、実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって、適切な事業を推進することを目的とする智頭町森林整備計画の策定を予定している。計画期間は令和4年4月から令和14年3月までの10年間で、本計画と「智頭の林業景観整備計画」との整合を図ることで森林整備が推進されることにより、重要な文化的景観の保護に繋げる。また、本計画を基に森林整備関係部局と文化財部局の連携を図ることで、新たな取り組みや事業化に繋げていく。

3 整備活用計画策定の体制と経緯

(1) 智頭の林業景観整備検討委員会の体制

本計画の策定にあたっては、智頭の林業景観整備検討委員会を設置して検討を行った。その構成は以下の通りである。

委員（有識者、住民代表）

氏名	所属	備考
中越 信和	広島大学 名誉教授・福山大学 客員教授（生態学）	委員長
澤田 廉路	（一社）鳥取県建築士会 専務理事兼事務局長（地域学）	副委員長
増井 正哉	京都大学人間・環境学研究科 教授（文化環境学）	
山本 福壽	智頭の山人塾 塾長（造林学）	
坂本 トヨ子	株式会社サカモト取締役会長（智頭町景観審議会委員）	
綾木 章太郎	芦津財産区 議長（林業関係者）	

委員（智頭町）

氏名	所属	備考
寺谷 誠一郎	智頭町長	令和2年6月まで
金兒 英夫	智頭町長	令和2年7月より
酒本 和昌	企画課 課長（景観）	
福田 素子	山村再生課 課長補佐（林業）	令和3年3月31日まで
西村 浩明	山村再生課 参事（林業）	令和3年4月1日より
川本 均	地域整備課 課長補佐（整備）	

オブザーバー

氏名	所属	備考
下間 久美子	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	
中森 祥	鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課 課長補佐	
池田 智美	鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課 文化財担当造園技師	

事務局

氏名	所属	備考
長石 彰祐	教育委員会 教育長	
國岡 厚志	教育委員会 教育課 課長	令和3年3月31日まで
竹内 学	教育委員会 教育課 課長	令和3年4月1日より
大藤 邦彦	教育委員会 教育課 参事	令和3年6月4日まで
山根 文宏	教育委員会 教育課 主幹	令和3年6月7日より
池原 雄太	教育委員会 教育課 主事	令和2年3月31日まで
大藤 翔太	教育委員会 教育課 主事	令和2年4月1日より
八幡 一寛	教育委員会 教育課 地域活力コーディネーター	令和3年3月31日まで

(2) 智頭の林業景観整備検討委員会の開催

智頭の林業景観整備検討委員会は以下のとおり開催した。

【令和元年度】

年月日	内容
令和元年8月29日	第1回智頭の林業景観整備検討委員会
令和元年10月27日	第2回智頭の林業景観整備検討委員会
令和2年2月28日	第3回智頭の林業景観整備検討委員会

【令和2年度】

年月日	内容
令和2年7月20日	第1回智頭の林業景観整備検討委員会
令和2年12月18日	第2回智頭の林業景観整備検討委員会

(3) 整備活用計画策定に向けた調査・協議

整備活用計画策定においては、主として、以下のとおり調査及び協議を行った。集落調査等については、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に委託して実施した。

年月日	内容	場所
令和元年6月26日 ～27日	森林鉄道跡の調査	芦津（東山・沖ノ山）
令和元年6月26日 ～28日	芦津地区の建造物調査	芦津

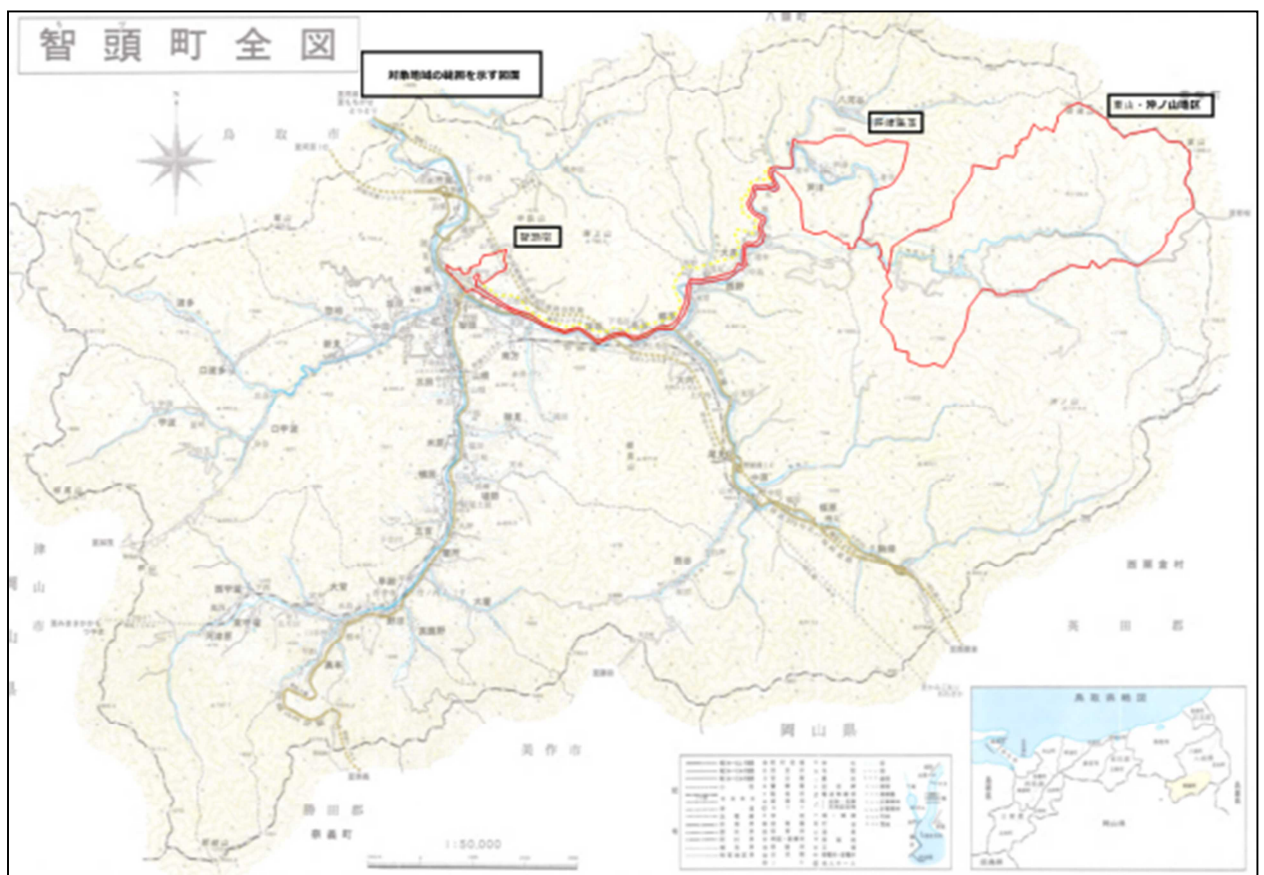
令和元年9月11日 ～13日	芦津集落調査	芦津
令和元年10月17日	智頭宿水路調査	智頭宿一帯
令和元年11月21日	鳥取県立博物館所蔵絵図等の調査	鳥取県立博物館
令和元年11月26日 ～27日	智頭宿・芦津の建造物調査	智頭宿・芦津
令和2年1月10日	芦津神社の調査	芦津神社
令和2年2月4日	奈良文化財研究所との協議	奈良文化財研究所
令和2年2月29日	芦津籠堂の調査	芦津
令和2年7月31日	鳥取県立博物館所蔵絵図等の調査	鳥取県立博物館
令和2年9月8日	智頭の林業景観整備計画について協議	智頭町総合センター
令和2年10月2日・ 8日	芦津倉谷奥の山の調査	芦津（倉谷）
令和2年10月8日	芦津集落内の石積みの調査	芦津
令和2年10月9日	芦津・寺谷太志家の調査	芦津（寺谷太志家）
令和2年10月16日	米原家住宅塀の改修についての協議	鳥取アクティビル
令和2年10月26日	智頭町下町 寿村家の蔵の調査	智頭町下町 寿村家
令和2年12月17日	牛臥山慶長杉の現地確認	牛臥山
〃	武田昭雄・静江夫妻への聞き取り調査	芦津 武田昭雄家
〃	芦津調査報告会	芦津公民館
令和2年12月18日	芦津籠堂の現地確認	芦津
令和3年3月8日	芦津財産区新植地の調査・智頭宿・ 芦津の修景基準等現地協議	芦津財産区新植地 山形第二公民館・智頭宿
令和3年7月2日	智頭の林業景観整備計画について協議	鳥取県庁文化財課
令和3年7月29日	沖ノ山杉母樹の現地調査	芦津（東山）
令和3年10月5日	鳥取県文化財課と建造物の現地調査	智頭宿
令和3年10月24日	芦津地区青年団との協議	どんぐりの館
令和3年11月5日	智頭の林業景観整備計画策定に伴う現 地調査（建築関係）	芦津・智頭宿
令和4年2月3日	上町・中町・下町町内会長との協議	
令和4年3月16日	芦津集落役員及び芦津財産区との協議	

第2章 智頭の林業景観の特性

1 重要文化的景観の選定告示について

重要文化的景観の選定告示の内容については、以下の通りである。

選定告示	平成30年2月13日
名称	智頭の林業景観
選定基準	1(2)用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭の一部 鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂の一部 鳥取県八頭郡智頭町大字芦津の一部、一級河川千代川水系北股川の一部



(赤線が選定範囲)

図2-1 重要文化的景観選定範囲

2 智頭の林業景観の概要

【智頭町について】

鳥取県南東部に位置する智頭町は、「智頭杉」で有名な林業の町である。中国山地の山間に町域を広げ、冬は雪深い日が長く続く。那岐山（なぎさん、1,255m）や沖ノ山（おきのせん、1,318m）、東山（とうせん、1,388m）を含む南部から東部にかけての山々は、溪谷美や名瀑の宝庫として知られる氷ノ山後山那岐山国定公園の一部を成している。

智頭町は千代川（せんだいがわ）の上流部を占める。南東部の山からの水が本流を形成し、これに東部の水を集めた北股川、西部の水を集めた土師川（はじがわ）が合流して鳥取市へと北流し、河口に鳥取砂丘を広げて日本海に注ぎこむ。鳥取市は、因幡国の国府が置かれ、近世には池田氏を藩主とする鳥取藩の城下町が開かれた、鳥取県の県庁所在地である。

山がちな智頭町では、川に沿って主要な道が発達した。千代川と土師川の合流地点は、播磨と因幡を結ぶ往来と、備前と因幡を結ぶ往来の結節点でもあり、奈良時代の史料には「智頭郡道俣駅」として表れる。江戸時代に入ると、この結節点は「智頭宿」として整備され、鳥取藩主が参勤交代の宿泊所とした御茶屋（本陣）や奉行所が置かれた。

土師川流域は比較的傾斜が緩く、農村集落が点在している。備前に至る道筋にもあたり、中世には多くの山城が築かれていた。一方、千代川や北股川流域には谷状の地形が発達し、平地が少なく、芦津集落をはじめとする林業を生業とする集落が点在している。

【智頭の林業景観について】

本町は町域の9割以上を山林とし、その約8割が人工林である。植林の歴史は古く、江戸時代に遡る。用材の不足を補うために藩が植林を進めるのは18世紀末頃からで、19世紀に入ると苗木を無料で農民に配り、造林が奨励されるようになった。この背景には、鳥取藩の江戸藩邸や鳥取城下などの度重なる火災、享保や天明、天保の大飢饉がある。

育苗と造林は、大庄屋であった石谷源左衛門が村庄屋に奨励すると共に、農民救済事業を藩に進言したことが始まりとされている。最初は集落周辺の不用地への植林が中心であったが、明治半ば以降、植林技術の向上と高まる木材需要などに支えられ、山の奥まで植林が進められた。

明治中期頃に開発された「赤挿し苗」と呼ばれる育苗技術により、智頭の山林には当地の天然杉を母樹とした高齢樹が豊富に残り、森林景観の特徴を成している。また、一部に樹齢が350年を超すと伝えられる杉が数十本残り、慶長スギと呼ばれて江戸時代から続く林業の歴史を象徴している。

重要文化的景観に選定されているのは、近世の智頭宿を引き継ぐ智頭宿と広大な財産区有林を有する芦津集落、それぞれの背後の森林などから成る約1,800haの範囲で、その中には木材の運搬を支えた千代川、旧道、森林鉄道の軌道跡等も残り、中国山地の雪深い山間地で林業を発展させてきた人々の暮らしぶりを伝えている。

3 智頭の林業景観の特性

(1) 中国山地における育林先進地としての智頭町

本町は中国山地に位置し、町域の約93%は森林という中山間地である。広大な山林を背景に、近世には山林で得られる木材や木地物、和紙、茸類、山菜、漆などを物産とし、狭小な田畑で日々の食材を得てきた。江戸時代後期になると鳥取藩が植林を積極的に推し進め、智頭町内でもスギ苗の植え付けが広くおこなわれるようになった。そして、明治中期になると地域の山林大地主であった石谷家や大呂家などが林業の発展に尽力し、育苗等の新しい技術を積極的に導入したり生み出したりしたことで、本町では近代の早い段階から造林地が拡大した。こうした地域の有力者の牽引もあって、全国屈指のスギ林業地となり、「智頭林業」や「智頭杉」といった呼び名も生まれることになった。昭和50年代以降は木材の需要減少等から林業生産活動は停滞しているが、山菜や茸類の採取・加工といった日常的な林産物の利用はおこなわれている。このように、平地が乏しい本町では農業生産力が低いものの、豊かな森林資源の採取と農業とを組み合わせた生活・生業が暮らしの基盤になっている。

(2) 智頭宿——因幡・備前街道と千代川水運が交差する宿場町

智頭町内の主要な河川、つまり、千代川、土師川、新見川の合流点に位置する智頭宿一帯は、古代から交通の要衝であり、智頭郡の政治経済の中心であった。江戸時代には智頭街道の宿場であり、千代川流域や土師川流域、新見川流域から運ばれる物資の集積地としても郡有数であった。智頭宿の石谷家や国米家などのが大庄屋を輩出して現在の智頭町域の村々を束ねるようになるなど、智頭宿は一貫してその中核としてありつづけてきた。

因幡街道と備前街道の合流点にあって両街道の宿場として発達し、千代川舟運の筏流しの基地にもなる等、2本の街道と河川が集まる智頭宿は、面的な広がりを持った宿場町という特性を備えることとなった。

また、智頭宿は鳥取藩内にあり、藩の参勤交代の宿場であったことから、藩営の本陣が置かれて御茶屋と呼ばれていた。御茶屋は街道から引き込んだ敷地に設けられたため、現在その跡地を擁する街区は人家の裏に樹林地やホールがある独特の景観を形成している。

智頭宿北側の牛臥山山裾に鎮座する諏訪神社では、6年ごとに柱祭りが行われている。智頭宿の山主が所有する町内の山林から4本のスギが伐り出され、若者たちが神木として担いで町を練り歩き、諏訪神社本殿の四隅に立てられる。智頭が林業の町であることと、智頭宿の中心性とを象徴する祭礼といえるだろう。

(3) 芦津集落——広大な森林資源を有する林業集落

東山・沖ノ山の麓に位置し、智頭町内最大の山林面積を有するのが芦津集落である。智頭町中央部西寄りを北流する土師川流域は、花崗岩地帯で、連続した谷底平野が形成されている。これに対し、町東部は主に泥質片岩であるため谷は狭く、芦津は中でも比較的まと

まった平地を成す河岸段丘に集落を開いている。林業を生業とし、集落内の農地で米や野菜を育てて自給自足の暮らしをおこなってきた。特に明治中期以降は育成林業やスギ苗生産の拠点として、さらに沖ノ山森林鉄道の起点としても活況を呈した。

芦津集落は智頭町内でも最も谷奥に位置する。集落の中央部を縦断する道沿いに家屋が集まり、山裾と川沿いには水田が開かれ、土砂災害や水害から家屋を守る緩衝地の役割を果たしているかのような水田の配置が見られる。また、川の流れに沿って南東から北西に標高を下げる中で、比較的緩勾配の所に家屋が、急勾配な所に水田が集まる傾向を見せている。集落内には北股川から取水する水路が張り巡らされているが、取水口となる堰にはオーバーフロー水を逃がす仕組みが施され、増水時に水路から水が溢れにくい構造となっている。水路には年間を通じて水を流し、家ごとに「イトバ」と呼ばれる洗い場を設けている。豪雪地であるため水路は融雪溝ともなり、イトバを家屋の中に取り込んだり、イトバに覆屋を設けるところもある。

芦津集落には同姓の集団「カブ」が複数あり、それぞれのカブが小祠とともに籠り堂（集会所）を有する。カブは鳥取県内各地でみられる慣習だが、各カブが籠り堂を有する事例はほかに知られていない。さらに、芦津では個人墓を基本とするが同姓の墓は特定の箇所集中する傾向にあり、カブの結束力の強さを表している。

（４）東山・沖ノ山——智頭林業の基盤を育てた森林

現在につづく智頭林業の発展は、明治期に大呂甚平が雪害にも強いスギ苗の育苗技術を開発したことが画期となった。天然スギの老齢木から採った下枝を苗木にする方法で、その技術は「赤挿法」、苗は「赤挿し苗」と呼ばれる。赤挿し苗の母樹となったのが、芦津東部に広がる東山（標高1,388m）と沖ノ山（標高1,318m）のブナ林中にある樹齢100～150年生以上の天然スギ「沖ノ山スギ」である。その後、この苗から育った人工林の優良木からも苗木が育てられるようになり、「青挿法」と呼ばれている。

東山・沖ノ山は岡山県・兵庫県との県境に位置し、山陰と山陽とを分ける中国山地の脊梁部にあたる。両主峰から西に向かって千代川の支流である北股川が流れ、その北股川上流一帯にブナクラス域のクロモジブナ群落（多雪な山地に成立する落葉広葉樹の高木林）が発達する。この渓谷にある三滝は古くから雨乞いの霊所として知られ、昭和20年代まで山陽方面からも大勢の参拝があった。

一帯は深山で木地師たちの活動の場であったが、近代の土地所有の再編を経て、現在は主に芦津財産区所有林と国有林から構成されている。芦津財産区所有林では、明治中期以降、芦津集落の人々により積極的に植林が進められ、育成林業を早くに導入した。大正期になると国有林事業の一環として沖ノ山森林鉄道が整備され、天然林資源の搬出に利用された。昭和後期に林業が低迷してくると天然林の一部を県有林としたり、軌道跡の一部を遊歩道としたりするなど、山林の多目的な利用を進めている。一方、国有林の一部は沖ノ山林木遺伝資源保存林として、スギ、ブナ、ミズナラといった樹種の天然分布が保護されている。

第3章 重要文化的景観の現状と課題

1 統計資料から捉える現況と特徴

(1) 人口

智頭町域には藩政期の村を母体とする43の大字が存在し、川沿いに分布している。智頭盆地の特に千代川沿いに多く集まる一方、東部の東山・沖ノ山山地での分布は疎であり、また、面積も広い。このように、西部の盆地と東部の山地では集落分布の状況に差異が見られる。

図3-1には、智頭町の大字ごとの令和2年7月時点の人口を示した。大字の人口の平均値が159人であるなかで、智頭宿は2,435人と智頭町の総人口の3分の1以上を占める。智頭宿は前述のように古代以来智頭町域の中心地域であり続け、現在では町役場が置かれる中心市街地である。歴史的な中心地は千代川北岸であるが、南岸は智頭駅前を中心に近代以降市街地化・宅地化されてきた。

智頭宿を除いた大字の人口平均は105人だが、30～50人程度の大字と150～200人程度の大字に二極化していることも読み取れる。人口199人の芦津は後者に属する。

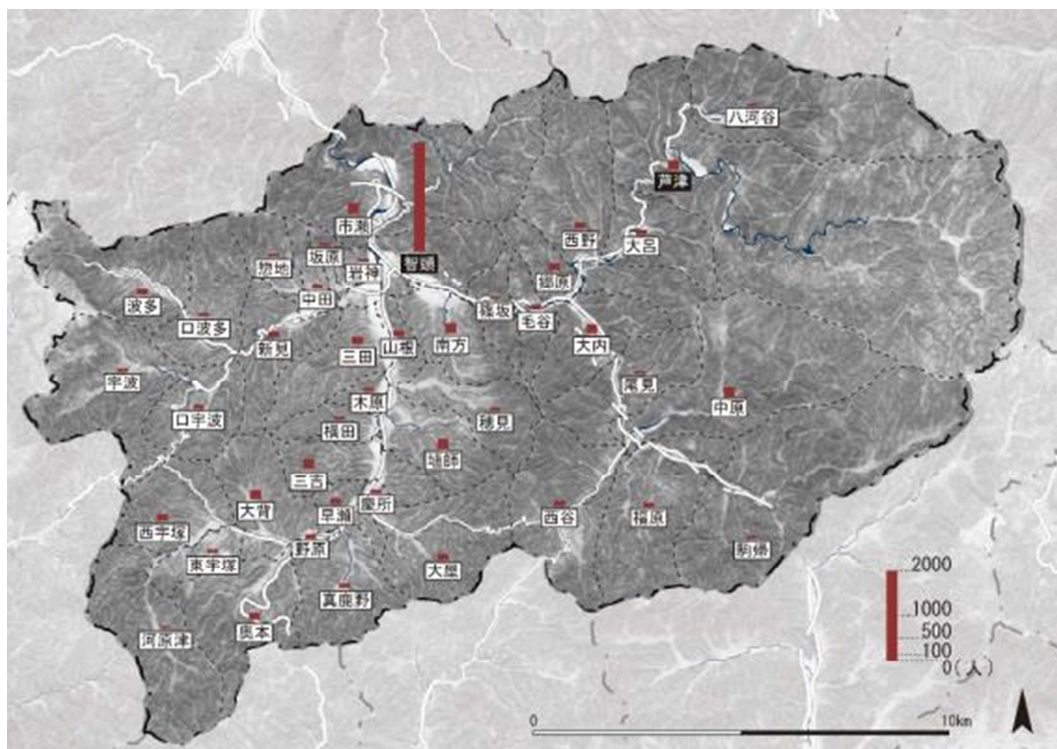


図3-1 各大字の人口

(2) 田畑面積

図3-2には、大字ごとの田畑面積を示した。ここからは市瀬、南方、三田、埴師といった千代川沿岸の大字での農地の広さが見て取れる。智頭盆地の谷底平野が農耕に適していることを示している。また、こうした大字では田の割合も高く、水平面を利用した水田耕作がなされていることがうかがえる。逆に、それ以外の大字では畑の割合が比較的高い。

智頭宿は43の大字のなかでは中規模の21haを有するが、前掲の人口の多さと鑑みれば1人あたりの農地は微小であり、農業従事者の少なさが想定できる。一方で芦津は、26haの中規模の農地を有する。この値は自然基盤を共通する東山・沖ノ山山地の大字のなかでは比較的大きく、山間の上流部にありながらも開けた農地を有していると言える。

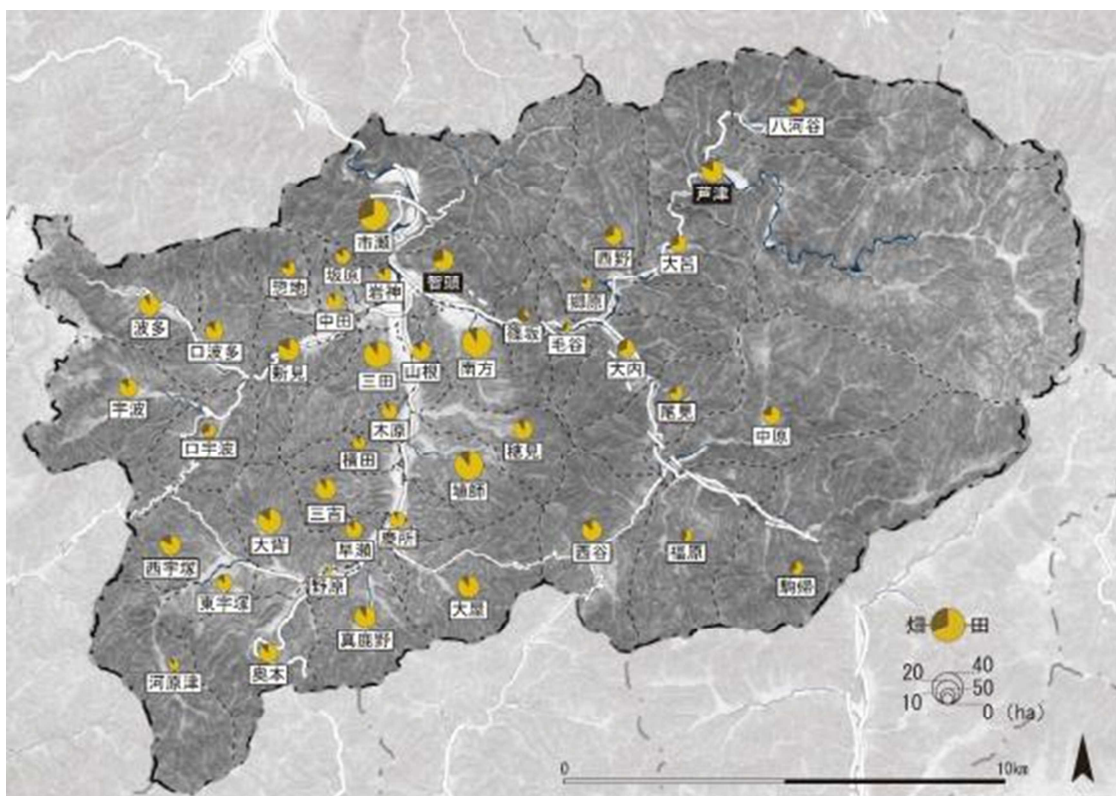


図3-2 各大字の田畑面積

(3) 山林面積

図3-3には、山林面積の大きさを天然林・人工林の別とともに記した。広い面積を有する大字のなかでも、芦津は町域随一の豊富な森林資源を抱え、2,037haの山林面積を有する。一方で、広い農地面積を持つ千代川沿岸の大字では山林面積は小さい。このように智頭町域の農村と山村の2つの生業スタイルがあることを示している。

また、智頭町域の人工林率は78.6%に達する。この割合は令和元年度の鳥取県の人工林率である54.7%を大きく上回り、県内では日吉津村に次ぐ第2位となっている¹⁾。日吉津村の山林面積は智頭町の0.03%程度で、その山林も海浜のマツ林が中心と考えられることから、智頭町は実質的には県内一の林業地域であると言える。こうしたなかにあつて、芦津は森林面積の43.8%が天然林として保たれており、未干渉の森林資源をなお蔵している。

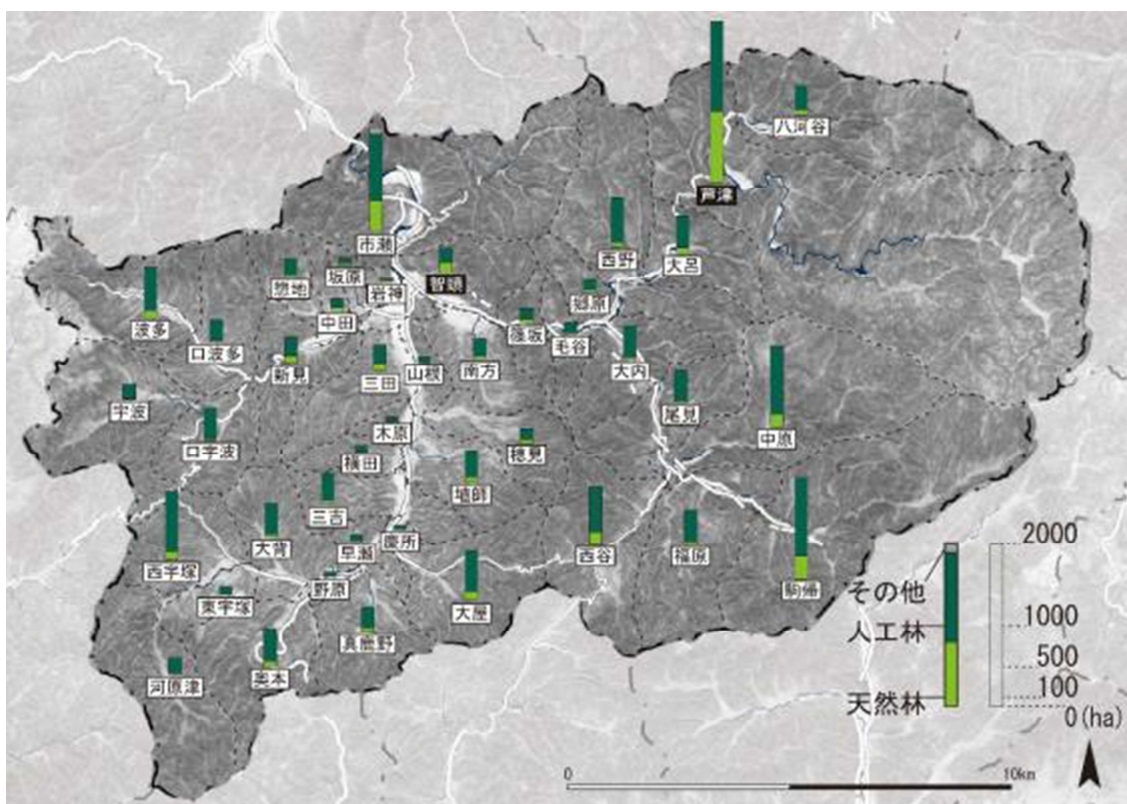


図3-3 各大字の人工林と天然林

註

1) 鳥取県ウェブページ「鳥取県林業統計」<https://www.pref.tottori.lg.jp/100539.htm> (最終閲覧 2020年11月20日)

2 智頭宿エリアの現状と課題

(1) 現状

智頭町の中心となる智頭宿には、かつて宿場町として栄えた頃の町屋や道標等が現在も残る。智頭宿では、江戸時代の古材を活かし、大正時代の技術や意匠価値の高い和風建築の「石谷家住宅」(国指定重要文化財)をはじめ、智頭産の大木を使用した重厚なつくりの「米原家住宅」(国登録有形文化財)、明治22年の智頭宿大火後に建てられた和風建築の「塩屋出店」(国登録有形文化財)、カエデの紅葉が見事な装飾建築の「諏訪神社」など意匠的にも技術的にも価値の高い歴史的景観資源が多い。

重要文化財であり、重要文化的景観の「重要な構成要素」ともされる石谷家住宅は、江戸時代に大庄屋を努めた旧家で、約3,000坪という広大な敷地面積に40以上の部屋数を持つ邸宅と素晴らしい景勝の日本庭園(石谷氏庭園、国登録記念物、県指定名勝)を有している。また、敷地内にある7つの蔵のうち3つを公開しており、現在は展示室として活用するなど、本町の博物館・美術館的な役割も果たしている。平成13年4月より住宅を一般公開し、その年は53,000人の入館者を記録したが、その後平成16年に40,000人を切ると、入館者は年々減少し、令和2年は10,000人を下回った。石谷家住宅の入館者数の減少は、智頭町の観光行政にも多大な影響を与えている。

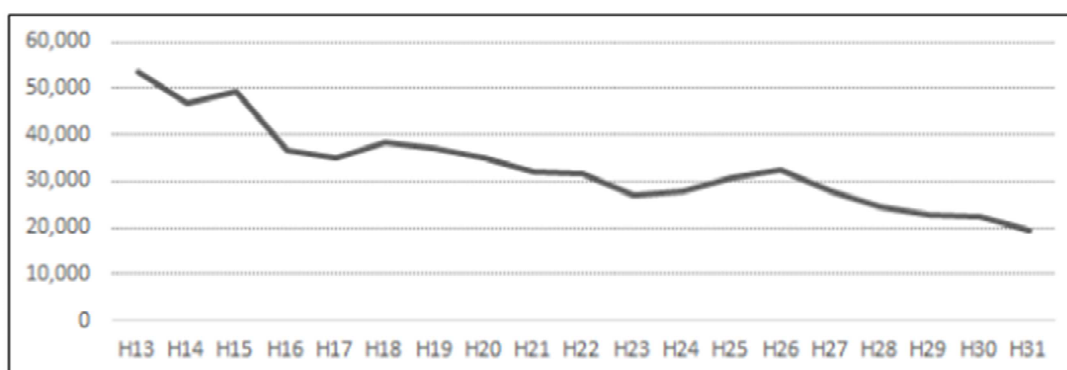


図3-4 石谷家住宅入館者数

古くから紅葉の名勝地として愛される諏訪神社では、6年に一度「諏訪神社の柱祭り」(県指定無形民俗文化財)が開催される。柱祭りは、深山から切り出した四本の杉の神木をムカデと呼ぶ台座に載せて、数百名の若者が担いで町中を練り歩き、神社本殿の敷地の四隅に建てるというものである。智頭宿が大火に見舞われた折りに火伏せを願い、古くから行われていた信州諏訪大社の「御柱祭」を勧請したと伝えられる。諏訪大社の信仰を伝え、地方における数少ない大規模で勇壮な祭りであるため、多くの方が来訪される。

このような歴史資源を観光に繋げるため、平成12年以降、行政・住民が協働して、歴史遺産・文化を活かしたまちづくりを行う「智頭宿まちづくり協議会」が結成された。しかし、現在は休止状態であり、観光ボランティアガイドの人材が不足している。

また、智頭宿周辺は、木材を利用し景観に配慮された標識を設置しているが、風雨にさらされ劣化も見られるようになってきた。この他、各団体による看板も設置されているところもある。



図 3-5 智頭宿観光マップ

	人口 (人)	世帯数
昭和 50 年	1,401	375
昭和 55 年	1,325	379
昭和 60 年	1,245	366
平成 2 年	1,141	353
平成 7 年	1,056	329
平成 12 年	943	310
平成 17 年	871	312
平成 22 年	820	307
平成 27 年	754	303
令和 2 年	600	254

図 3-6 智頭宿の人口動態 (上町、中町、下町)

(2) 課題

町内の総人口の3分の1以上を占める智頭宿（下町、中町、上町町内会）では、人口減少が続いており、歴史的建造物の維持や祭りの継続など、住民の負担も年々増加している。人口減少が原因で住宅や水路が維持できなくなり、現在の景観が損なわれることが懸念される。

また、歴史的な価値を理解し、将来に保存・活用していく「智頭宿まちづくり協議会」の休止や、観光ボランティアガイドの人材育成が十分に進んでいないことも大きな課題である。

これらに加え、智頭宿の核ともいえる「石谷家住宅」の入館者数の減少、「諏訪神社の柱祭り」の担ぎ手の確保、「雪まつり」主催者の高齢化の解決が急務である。重要な構成要素を初めとした歴史的な建造物の維持管理や、観光イベントでもある文化行事を継続的に行えるような仕組みづくりが必要である。

さらには、智頭宿内の案内板は老朽化が進んでおり、危険なものの撤去ができていない。また、中には見にくくなったものや、説明に一貫性のない案内板も存在する。



諏訪神社の柱祭り



雪まつり

3 芦津集落の現状と課題

(1) 現状

芦津集落は、千代川の支流、北股川の最上流に位置する集落であり、広大な範囲で森林資源を有する沖ノ山周辺への入り口として、長い間、山を生業の中心として栄えてきた。

芦津集落の人口、世帯数は、昭和50年には476人、115世帯であったが、それ以降減少し続けており、令和2年には180人、81世帯となっている。

	人口（人）	世帯数
昭和50年	476	115
昭和55年	398	107
昭和60年	388	106
平成2年	370	104
平成7年	341	105
平成12年	315	102
平成17年	296	100
平成22年	262	98
平成27年	238	95
令和2年	180	81

図3-7 芦津集落の人口動態

人口減少により空き屋等が増加する問題が顕在化しており、住民の財産・生命の保護、生活環境・景観の保全の観点から、空き屋に対する対策は急務と言える。

芦津財産区は、杉と広葉樹の天然林を含め、区有林全面積1,269haの山林を所有しており、その内訳は、人工林547ha、天然林723haである。当初、森林管理は入札による業者委託が主体であったが、現在は財産区議員を中心に、林業機械を駆使しながら自伐型による管理を行っている。なお、財産区の事務局は役場総務課が担当している。

施業年度	場所	面積	出荷材積	備考
平成23年度	ワサビダニ	15.94		
平成24年度	ワサビダニ	22.99		
平成25年度	ナカヤマ	13.51		
平成26年度	カツラガタニヨリダイトウセン ナカヤマ	19.78		
平成27年度	カツラガタニヨリダイトウセン ナカヤマ	37.51		
平成28年度	ナカヤマ ワサビダニ	20.01	1,853	
平成29年度	ナカヤマ ワサビダニ スナゴダニ	21.53	1,581	
平成30年度	ナカヤマ スナゴダニ	19.69	1,198	
令和元年度	スナゴダニ ナカヤマ ワサビダニ	17.67	1,048	

図3-8 芦津財産区施行実施状況表

観光面に関しては、県内外から多くの方が来訪する「みたき園」が挙げられる。ここは、山菜料理店や土産店を営む観光施設であるが、林業従事者の茅葺古民家を移築し食事処にして、山村集落の雰囲気を感じられる造りとなっている。敷地内には森林鉄道跡を利用した遊歩道が設置されている。

また、本町では一般家庭が宿泊を受け入れ、そこに暮らす人々との交流と季節の田舎暮らしを体験できる民泊事業を行っており、芦津地内でも5件の家庭が受け入れている。

<p>山形-2 本綾木(もとあやま)</p>  <p>宿泊可能人数 6(6)人</p> <p>特 徴 ご夫婦で野菜づくりを楽しんでおられ、特設の調理場で季節には味噌やこんにゃく、豆腐、惣づくり体験も。</p> <p>家族構成 ご主人、奥さん</p> <p>お仕事 簡易郵便局</p> <p>ひとこと Uターンで自然の魅力を再認識、みなさんにもおすすめ</p>	<p>山形-3 ごみやま</p>  <p>宿泊可能人数 4(4)人</p> <p>特 徴 大家族で犬もいて賑やかなお家。ご主人は5.5町歩もの田んぼを耕作、春先の野菜や米でもてなしたいと。</p> <p>家族構成 ご主人、奥さん、ご長男夫婦、ご次男、ご次女、お孫さん3人、おばあさん</p> <p>お仕事 ご主人:農業、奥さん:公務員</p> <p>ひとこと 親戚の家に遊びに行く気持ちで、どうぞ</p>	<p>山形-6 せせらぎ</p>  <p>宿泊可能人数 3(4)人</p> <p>特 徴 せせらぎとマイナスイオンたっぷりのお家。丹精込めて栽培した野菜が好評で収穫のお手伝いもできます。</p> <p>家族構成 ご主人、奥さん、おばあさん</p> <p>お仕事 ご主人、奥さん一緒に畑づくり(農業)</p> <p>ひとこと ほっこりとできるおばあさんのお話も</p>
<p>山形-4 えとせとら</p>  <p>宿泊可能人数 4(4)人</p> <p>特 徴 芦津の美味しい米と水、地元産材を使ったこだわりの「山の幸シチュー」が自慢、焼き間でゆったり泊れます。</p> <p>家族構成 ひとり住まい</p> <p>お仕事 NPOスタッフ&自由業</p> <p>ひとこと 「芦津ももんがの湯」は歩いてすぐ、オーガニック純米酒「あしづの夢」も人気。</p>	<p>山形-5 新宅</p>  <p>宿泊可能人数 4(4)人</p> <p>特 徴 広縁のある純和風のお家。自家栽培のそば、本場仕込のキムチなど、おもてなしのためにひと工夫されています。</p> <p>家族構成 ご主人、奥さん</p> <p>お仕事 ご主人:元運転手</p> <p>ひとこと 自然の恵みと芦津の森のお話</p>	

伝統芸能として、蛭井神社の麒麟獅子舞は、その由来を大正時代に宇倍神社（鳥取市国府町）から習ったものと伝え、古い芸態をよく残している。獅子舞は、社殿を背にして舞い、猩々は酒に酔った千鳥足、獅子の蚊帳は緑色をしている。他社の獅子舞には見られない点が多いが、麒麟獅子舞の原型ともいえる厳粛・荘重・能舞的な芸態を伝承している。例祭は毎年10月28日にとりおこなわれる。平成10年4月に鳥取県無形民俗文化財、令和2年3月には国重要無形民俗文化財に指定された因幡・但馬の麒麟獅子舞の構成要素となっている。



蛭井神社の麒麟獅子舞

集落内の案内板については、芦津地区マップや森林セラピーロードに関するものが設置されているが、観光マップは現存していない。

(2) 課題

芦津に住む住民が今の芦津をどのように思っているのかアンケートを行い、結果は以下のとおりであった。

住民アンケート集計結果		集計日:2019年5月1日	
戸数	85戸	回答率	82 %
回収	74戸	回答数	155 人
未回収	11戸	年代	
会員数	188人	10代	1人
回答	155人	20代	9人
無回答	7人	30代	15人
未回収	26人	40代	6人
		50代	17人
		60代	30人
		70代	26人
		80代以上	43人
		年代なし	8人

問1 あなたは、芦津に住んで幸せですか			
	はい	いいえ	わからない
10代	1		
20代	5	2	
30代	2		13
40代	2		5
50代	9	2	7
60代	19	1	10
70代	18	1	7
80代以上	25	3	15
年代なし	1	2	5
	82	11	64

幸せと感じる人 53 %
 感じない人 7 %
 わからない人 41 %

「芦津に住んで幸せですか」という質問に対し「幸せに感じない」という答えは全体の7%であり、多くの方が芦津を好んで生活していることがわかった。また、芦津集落の壮大な自然の中で生活し、活発な自治活動等により多くの方が幸せを感じている。

一方で、豪雪による冬の厳しさや交通の不便な面により、住民は負担を感じている部分もある。

「はい」
・家族が仲良く・元気に楽しく暮らしています。
・やる気のあるひとがいる
・共助とあるように助け合って暮らしやすい
・住民が優しい
・ゼロイチの事業・ミニデー・サロンと楽しいことがあり充実した毎日が過ごせる
・自然に囲まれ環境破壊が最小限で日常生活が平穩
・小集落ですが、団結力がある自然を大切にする生き方に幸せを感じる

「いいえ」
・幸せを感じない
・移動に時間がかかる
・山の中で不便
・雪がたくさん降るのがいや

集落の人口は減少の一途であり、空き家の管理や再生も重たい課題となりつつある。住民が山で生業をしなくなり、鳥取市内等への会社勤めが多くなっている。また、住民による共

同作業のことを「総事」と呼んでおり、山の手入れ等を行っているが、人口減少により、今後の継続が懸念される。こうした山の管理を担う財産区議員は、高齢化し、現場作業員の担い手不足が課題である。

さらに、青年部による「芦津獅子舞保存会」の活動は、後継者不足が課題であり、集落の人口減少が進む中で集落行事の維持継続が困難である。

観光面は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、民泊、その他観光施設に多大な影響を与えている。一方、芦津集落内の観光マップは作成されておらず、集落内を観光客が練り歩くことは住民に影響が出るため、観光来訪者と地元住民との折り合いが難しい。



芦津集落総事の様子

4 東山・沖ノ山エリアの現状と課題

(1) 芦津のスギ天然林の現況

日本のスギの天然林は、北は青森県の鮭ヶ沢から南は鹿児島県の屋久島にまで、特に日本海側に沿って分布している。林業関係者の中では、太平洋側に分布するスギをオモテスギ、日本海側に分布するスギをウラスギと呼ぶ。

智頭町の沖ノ山スギは典型的なウラスギである。智頭町芦津地区のスギ天然林は、東部の若桜町に隣接する東山（とうせん、1, 388m）から鳴滝山（なるたきやま、1, 287m）の稜線を境として、南西斜面に広がっている（写真1）。なお、智頭町の沖ノ山（1, 318m）の位置は南の岡山県英田郡西粟倉村に接する県境に近く、東山、鳴滝山とは直線で約5.5km離れている。智頭林業には「沖ノ山スギ」という名称は残っているが、現在の沖ノ山周辺のスギ天然林はそれほど多くはない。

ウラスギは冬季の積雪の影響を強く受けるため、下枝が雪によって地面に圧着され、やがて発根して栄養繁殖する。これは伏状更新と呼ばれ、多雪地帯に特徴的なスギの更新のしくみである（写真2）。スギの天然林を遠望すると、伏状更新によって母樹の周囲に新たな個体が発生するため、スギの個体分布はクラスター（集団）構造をとることが多い。

芦津地区のスギ天然林は、その多くを芦津財産区が保有する。芦津財産区有林は全体で1,269haあり、うち天然林が723ha、スギを中心とした人工林は723haである。このうち人工林は、芦津財産区議会が芦津地区民を中心とした作業組織を編成し、さまざまな林業機械を駆使して自伐型林業方式による森林の経営管理と木材生産を行っている。

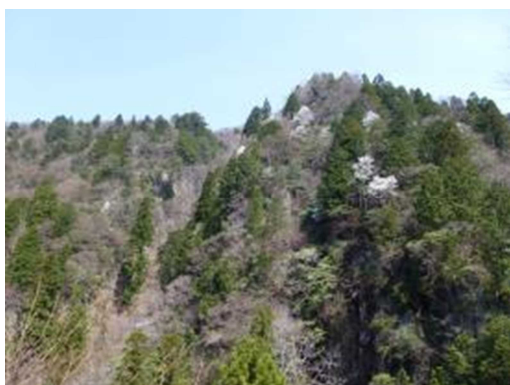


写真1：智頭町芦津のスギ天然林

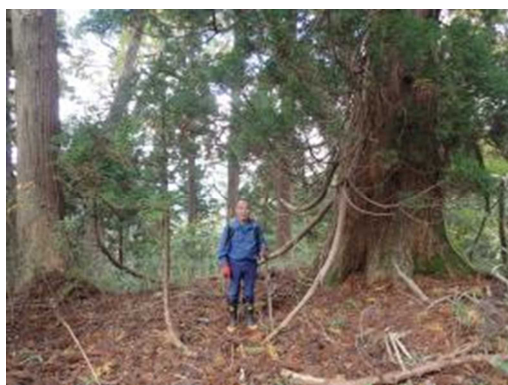


写真2：スギの伏状更新

芦津財産区の天然林は、西端で「沖ノ山国有林59林班」に隣接する。この林班は面積が88.16haの天然林で、全体が「沖ノ山林木遺伝資源保存林（沖ノ山スギ・ブナ・トチノキ等遺伝資源希少個体群保護林）」に指定されている。この地域の主な高木種はスギとブナが優占し、ミズナラ、ミズメなどの広葉樹とともに、ヒノキの天然木が中腹の支尾根に散見される。また沢を下るとトチノキが多く出現し、特異なところでは国内最大級のオヒョウの個体（樹高31.5m、胸高直径1.74m、標高830m、北緯35度16分43秒、東経134度20分23秒）を見ることができる（写真3）。

（2）智頭林業の発達と沖ノ山スギ

智頭林業の勃興期である明治時代以降、天然林から採取した種子や挿し穂が苗木の生産に用いられ、地域品種の「沖ノ山スギ」として育成されてきた。特に挿し木は伏状更新した個体の枝を挿し穂として用いた。挿し穂を切り取る枝は2年以上の年輪が確認でき、樹皮が褐色を呈するために「赤挿し」と呼ばれた。この手法の開発は明治中期に活躍した石谷源蔵氏、大呂甚平氏らの尽力によるものである。しかし赤挿しでは多くの苗木が得られない。そこで挿し木は、採穂園などの造成と相まって当年生シュートのみを用いた「青挿し」がもっぱら用いられるようになり、苗木の量産が可能になった。つまり智頭では、勃興期から天然スギを用いた挿し木林業の性格を持つ林業地として発展したのである。

その母樹となった天然スギは、今もなお、現存する。写真はそのうちの最大級の個体である（標高1,170m、北緯35度17分43秒、東経134度22分26秒）（写真4）。このスギの胸高直径は2.0m、樹高は20mを越える。また樹齢は、約400年生の慶長スギの直径を大きく上回ることから、500年以上と推定した。樹幹はかつて地上5mほどの位置で大きな損傷を受けた可能性がある。損傷後には、新たな萌芽シュートが複数立ち上がり、成長して現在の樹冠を形成している（写真5）。また幹の下部には空洞があり、外部から容易に空洞内に入ることができる。心材部は腐朽していて内部に木部の腐植が堆積している。さらに内側の木部表面は、落雷によるものとみられる炭化した部位が確認できる（写真6）。しかし、このような空洞があるにもかかわらず、樹幹は多くの葉を有しており、おおむね健全な状態にあるといえる。



写真3：芦津溪谷のおヒョウ巨木



写真4：沖ノ山スギ母樹

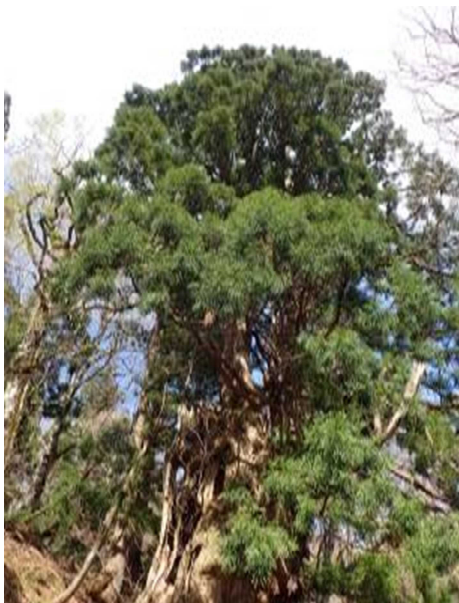


写真5：沖ノ山スギ母樹の樹冠



写真6：内部空洞の木部表面の炭化

(3) 沖ノ山スギの保存

芦津のスギ天然林はシカ害の蔓延とともに衰退傾向にあると考える。これには1) スギが樹齢を問わずシカによる剥皮被害を受けている、2) 若齢木が少ないことから、実生の幼稚樹がシカの食害を受けている、等の理由をあげることができる。またスギばかりでなく、有毒なアセビやコハクウンボクなどを除き、多くの広葉樹も剥皮や幼稚樹の食害が観察されている。

したがってスギを中心とした芦津の天然林の保存には、シカの食害木の個々を手当てすることは不可能であることから、捕獲や食肉の利用拡大を図るなど、シカ密度を低下させる

ための迂遠な手段を取らざるを得ないであろう。

さらに沖ノ山スギの積極的保存と智頭林業の興隆に資する赤挿し苗育成技術復活の実験的試みを行ってみることも、ひとつの創意かもしれない。

(4) 森林セラピーロードの活用

森林セラピーは、森林浴を一步進めたもので、副交感神経の活性化や脈拍数の減少などにも効果があるとされている。この山林域には、かつて切り出した木材を搬出した森林鉄道の軌道が現在も明瞭に残り、その一部を森林セラピーロードとして活用されている。

年度	体験者数
平成24年度	1,535人
平成25年度	1,379人
平成26年度	1,451人
平成27年度	1,392人
平成28年度	924人
平成29年度	1,011人
平成30年度	634人
令和元年度	556人
令和2年度	410人

図3-9 智頭町森林セラピー体験者数推移

(5) 課題

この沖ノ山天然林では、この20年ほどの間にニホンジカの個体数が急激に増加しており、大きな影響をおよぼすようになった。シカはさまざまな植物を採食するとともに、山頂近くのスギを若木、老木の区別なく樹皮を剥いて餌とする。このため、幹を一周して剥皮された多くの個体が立ち枯れている(写真7)。

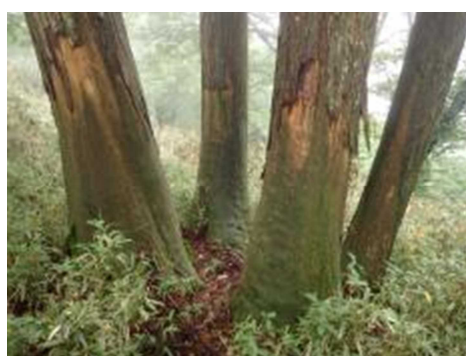


写真7:シカの樹皮食害によって立ち枯れたスギ(東山山頂付近)

芦津のスギ天然林の林床にはチシマザサ(いわゆるネマガリダケ)が優占している。スギの樹皮や広葉樹の若木の葉を採食するシカはチシマザサの葉も大量に消費する。ササの葉は硬いが無毒であり、シカが好む餌資源となっている。チシマザサは稈(かん)の高さ

が2 mにもなるが、被食圧の高まりによって現在では20～30 cmほどに抑制されている。場所によってはほとんど枯死したところもある。シカの採食によってササの群落の草丈が低くなると、シカが採食しないイワヒメワラビが分布域を拡大しており、遠望すると草原のような植生となったところが広がっている（写真8）。



写真8：シカ害によって枯損したチシマザサとイワヒメワラビの繁茂（東山山頂付近）

以上のようなシカ害については、吉野熊野国立公園の大台ヶ原の植生変化に関する多くの論文が紹介されている。大台ヶ原でのシカ害の増加は1959年の伊勢湾台風に端を発するが、1982年頃からトウヒの枯死が目立つようになった。芦津の天然林の一部もまた、大台ヶ原に匹敵するほどの景観に変わりつつある。

スギの多くは、樹齢やサイズを問わず、シカ害の影響を強く受けており、剥皮による衰弱・枯損が顕著である。したがって幼齢木の個体数も極めて少なく、更新はほとんど進行していない。また全体的にブナが優占する森林ではあるが、ブナの稚幼樹もほとんど見いだせない。さらに矮化したチシマザサとイワヒメワラビが密生する草原のような植生景観は大台ヶ原の枯死トウヒ林のミヤコザサ群落拡大に類似している。この結果、ブナ、ミズナラ等の更新にも、シカの強い被食圧と密生するイワヒメワラビ等の被陰による負荷がかかっており、木本植物の種の多様性は低下しつつあるといわざるを得ない。また、大雨被害による林道、作業道の崩落などといったハード面においても諸問題が発生しており、これらの問題を早急に解決し、生業が可能な状態を維持する必要がある。

一方で、全国的にアウトドア活動に注目が集まっているが、近年増加する豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり森林セラピー体験者数は年々減少傾向である。ハード面においても、森林セラピーロードの崩落や倒木によりコースが塞がれ対応が必要な場合がある。

第4章 整備活用計画の基本方針

1 整備の基本方針

本町の93%を占める山林は、本町の経済を支えるだけでなく、住民の生活を支える多面的な機能を有している。

本町では、【智頭の山と暮らしの未来ビジョンに基づく基本方針】を定めて、山林と持続的に共生するための基本的な考え方を共有している。また、智頭町森林整備計画に掲げる【森林整備の基本方針】に基づき、森林の保全と活用を図ると共に、智頭町景観計画に【智頭町景観計画の基本方針及び基本目標】を置いて良好な景観の維持と創出に努めている。

山林及びこれに関わる暮らしと産業は、智頭町民のアイデンティティの根幹を成すものである。文化的景観においては、上述の計画等との連携を図りつつ、歴史と文化に対する関心と理解の向上を図り、智頭の山と暮らしを大切にする人づくりに取り組むことを整備の基本方針とする。

うち、「智頭の林業景観」の理解に欠かすことのできない建築物や工作物、遺構等に関し、所有者等の理解と協力を得ながら、良好な状態の維持に努め、公開、活用、情報発信を図ると共に、このための仕組みと体制の向上を図ることを今後10年の基本目標とする。

参考1【智頭の山と暮らしの未来ビジョンに基づく基本方針】

1. 山村の暮らし 「生活」と「生き方」

(1) 山に寄り添う暮らしの創出

薪利用、狩猟、山菜採り、民泊、教育、健康づくり等、智頭の豊かな山林資源を活かした暮らしを創出します。

(2) 町民の木づかいの促進

智頭の木が住民の暮らしにより身近なものとして浸透するように努めていきます。

(3) 地域の担い手創出

世代や産業・教育・福祉等の枠を超え、地縁を支え、地域を支える担い手の育成に取り組みます。

(4) 再生可能なエネルギー及び資源の自給

持続可能な暮らしの実現に向けて、エネルギー及び資源の自給により、地域の安定性を高め、農山村での産業振興に寄与します。

2. 自然環境. 「ヒト」と「ヤマ」

(1) 生物多様性の保全

生物多様性の重要性を認識し、その保全に努めます。

(2) 自然災害に対するリスクマネジメント

山林の適切な管理と整備により、災害に強い山林を育てていきます。

(3) 生物リスクに対するリスクマネジメント

病虫害、シカ害等の被害が拡大しないよう、対策を講じていきます。

(4) 美しい景観の保持

美しい山林の景観を保持することにより、様々な山林の機能（文化、レクリエーション、防災、生物多様性保全等）を同時に発揮していきます。

(5) 流域への配慮

山から里、川、平野部、そして海までの様々な受益者と協力し、持続可能な山林資源の利用を模索していきます。

3. 山林の管理・マネジメント. 「所有」と「利用」

(1) ソフトインフラ（山林情報）の整備

境界情報や森林蓄積・施業履歴等をはじめとして、山林情報を整理し、見える化していきます。

(2) ハードインフラ（林道・森林作業道等）の整備

山林の管理が適切にできるよう、林道・森林作業道等のインフラ整備を進めていきます。

(3) 所有者の責任

山林の所有者が自分の山の情報を把握し、地域の社会資源の所有者として、地域と山林の持続性を保つために、どのような管理が適切か考えていきます。

(4) 利用者の責任

地域の社会資源の利用者として、地域と山林の持続可能性を保つために、どのような利用及び管理が適切か考えていきます。

(5) 適地適木

持続可能な森林管理に向けて、針葉樹等の一部広葉樹林化等を含め、環境条件に即した適地適木に取り組んでいきます。

4. 林業経営 「木材」と「人材」

(1) 人材育成

智頭林業の伝統である長伐期多間伐施業を受け継ぎつつ、山林から持続的に価値を創出し、地域を支えていく担い手を育成していきます。

(2) 低コストかつ持続可能な林業経営の推進

持続可能な林業経営のため、造林、木材伐出等のコスト削減に取り組み、山側（山林所有者や素材生産者等）への還元に努めます。

(3) 智頭林業のブランド力向上

川上（森林の担い手）から川下（木材の利用者）までが連携し、地域の特色を活かした智頭材の生産、及び地域の暮らし・産業の実現に努めます。

(4) 地産他消の推進

智頭林業や智頭材の魅力を都市部をはじめとする県内外に発信し、またその価値を理解してくれる応援者の育成に努めます。地産他消の推進は地域の魅力の再認識や、需要の拡大及び経済基盤の安定に繋がります。

参考2【森林整備の基本方針】

◆地域の目指すべき森林の姿（「智頭町森林整備計画」から5ページから引用）

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境整備機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等の憩いと学びの場としている森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園の保健教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、地質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

◆森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策（「智頭町森林整備計画」から6ページから引用）

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民等のニーズに応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交林化の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設の一部等において、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民等のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民等のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

参考3【智頭町景観計画の基本方針及び基本目標】

基本方針：「育み」、「潤い」、「安らぎ」のある景観づくり

基本目標1 「育み」のある景観づくり

本町の主要産業でもある「林業」は、江戸時代から続く産業であり、手入れをされた人工林の景観や、智頭杉をふんだんに使用した住宅など、智頭町らしい有形無形の歴史的及び文化的景観が育まれました。先人達から引き継いだこれらの景観を次世代にまで保全・維持するとともに、景観の意識を醸成する必要があります。

基本目標2 「潤い」を感じる景観づくり

林業最盛期には、町内も賑わい、鉄道などの社会基盤も整備されるなど、心豊かな生活により町民も潤いました。このため、林業への恩恵を忘れてはいけません。

近年、林業従事者の後継者不足なども大きな課題となっていますが、林業での生業を再度復活させ、森林を守ることが上流域にある智頭町民だけでなく、下流域に住む住民の方々までも潤いを感じられる景観づくりを進めていきます。

基本目標3 「安らぎ」を与える景観づくり

本町の歴史と文化を感じることができる景観は、訪れる人々に安心感を与えています。この安心感は、風土や町民の気質も関係します。それぞれの地域が魅力的な景観に気づき、それらを一致団結して保全し、住民が主役の景観づくりを目指します。

2 重要な構成要素における整備の方向性

(1) 重要な構成要素の整備の方向性

重要な構成要素の整備については、以下のことを目指す。

- ・ 智頭町の林業の発展に寄与する、或いは、智頭町の林業景観の発展に寄与する。
- ・ 地域づくりに寄与する。

(2) 智頭宿エリアにおける整備の方向性

○整備方針

- ・ 重要な構成要素の民家については、修理基準を設けて、その構造や形態の特徴の維持に努める。また、必要に応じてその経費に対する補助を行う。
- ・ 空き家対策・高齢者世帯の支援などの集落を維持するために重要な取り組みについては、生活環境や世帯状況、集落の課題などの状況把握に努め、民官の協力の下、暮らしやすい地域に資する整備を行う。
- ・ 空き家は、情報発信施設、イベントや学習会の会場、移住者への提供など活用を図りながら建物の維持に繋げる。



空き家となり、現在は町有となっている重要な構成要素「旧平野家住宅」

- ・ 智頭宿の活性化、石谷家住宅の入館者を増やすため、新しいまちづくりメンバーの発掘とボランティアガイドの人材育成に努める。

○活用方針

- ・智頭の林業景観の価値を住民や来訪者に広く知っていただくため、全体解説パンフレットの作成や歴史的建造物や史跡・遺構などを示した回遊ルートを設定する。
- ・石谷家住宅など重要な構成要素の建造物を中心にユニークベニューとして活用し、林業景観の魅力周知に繋げる。
- ・石谷家住宅は、テナント利用、施設内を多くの方に利用いただけるよう情報発信や普及啓発に努める。また、赤松の巨木を使った迫力の梁組が見渡せる吹き抜けの「土間」は、木材の展示場や商談をする場所としての機能を有するホール風に設計したといわれ、「見せる空間」として他団体や地域住民と連携して活用を図る。

図5-1 石谷家住宅の土間の利用実績

開催年月	内容
平成27年1月	琴
平成27年2月	合唱（ゴスペル）
平成27年5月	フルート、クラリネット
平成27年7月	マンドリン
平成27年9月	篠笛
平成27年11月	ギター
平成27年11月	アコーディオン
平成28年1月	琴
平成28年2月	ギター
平成28年4月	山郷杉太鼓
平成28年5月	津軽三味線、ピアノ
平成28年9月	尺八
平成28年11月	ギター
平成28年11月	トロンボーン、ピアノ
平成28年11月	因幡の傘踊り
平成29年1月	琴
平成29年2月	電子ピアノ
平成29年5月	バイオリン、ピアノ
平成29年9月	琴
平成29年11月	ギター、ドラム、キーボード
平成29年11月	バイオリン
平成29年11月	ピアノ

(3) 智頭宿エリアの重要な構成要素における個別の整備の方向性

■重要な構成要素一覧表（智頭宿・志戸坂地区）

図面番号	名称・区分等	所有者・管理者等	件数・面積等	特定要件	備考
①	慶長杉を含む牛臥山麓の森林	個人・智頭町他	約34ha	森林	
②	石谷家住宅・石谷家庭園	智頭町・個人	2件	家屋等	国指定重要文化財 国登録記念物(庭園)
③	諏訪神社・柱祭り	諏訪神社	2件	社寺	町登録文化財(本殿) 県指定無形民俗文化財(柱祭り)
④	興雲寺	興雲寺	1件	社寺	
⑤	光専寺	光専寺	1件	社寺	
⑥	本町消防屯所	智頭町	1件	家屋等	国登録有形文化財
⑦	中町公民館	中町町内会	1件	家屋等	国登録有形文化財
⑧	下町公民館	下町町内会	1件	家屋等	国登録有形文化財
⑨	米原家住宅主屋他	個人	6件	家屋等	国登録有形文化財
⑩	塩屋出店	智頭町	2件	家屋等	国登録有形文化財
⑪	諏訪酒造社屋・醸造蔵	法人	1件	家屋等	
⑫	道標	官道	1件	石造物	
⑬～⑭	一般住宅及び土蔵	個人・智頭町	12件	家屋等	
ア～キ	智頭往来志戸坂峠越	官道	1件(7区間)	往来	国指定史跡

【智頭宿位置図】



【志戸坂峠位置図】



番号	①	種類	山林
名称	慶長杉を含む牛臥山麓の森林		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	個人・智頭町他	管理者	個人・智頭町他
概要	<p>慶長杉は、智頭宿背後の牛臥山の山複斜面に育つ樹齢350年以上ともいわれるスギの大木で、石谷林業株式会社が管理する山林にある。慶長杉を含む智頭宿背後のスギ植林は、林齢も高く、近寄って眺めると圧倒的な存在感があるばかりでなく、石谷家住宅や諏訪神社などの建物や自然文化遺産、智頭宿の町並み背景となって、緑濃い山林風景をなし、林業の町「智頭」を象徴する景観となっている。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の状態は、健全な状態である。 ・慶長杉は、石谷林業株式会社が部外者が入れないよう施錠をするなど、健全な状態である。その他の林地は、個人・智頭町が管理している。 		
課題	鳥獣被害により毀損する恐れがある。		
整備方針	定期的に状態や環境を把握しながら、必要があれば所有者と協議し、対策を講じる。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



慶長杉

番号	②	種類	住宅・庭園
名称	石谷家住宅・石谷氏庭園		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	個人・智頭町他	管理者	個人・智頭町他
概要	<p>石谷家（塩屋）住宅は参勤交代の宿場町であった智頭宿の中央に位置し、江戸時代は大庄屋や宿場問屋を務めた家柄である。現在の建物は、大正8年に始まり昭和初期に及ぶ長年月にわたる建設工事で出来上がった。石谷家は、住宅であるとともに山林経営の事業所をもつ形態に大きく転換された。敷地は広大で3,000坪、そこに建つ建物40部屋以上、築かれた庭園、用いている資材、デザイン、施工技術ともに採光の水準にあり、その完成度はすこぶる高いと評価され、国の重要文化財に平成21年12月に指定されている。</p> <p>また、江戸座敷・新建座敷に面した池泉庭園、この北側に続き、主屋上手に面した枯山水庭園、このさらに北に続き離れに面した芝生庭園とからなる「石谷氏庭園」は平成20年8月に国の記念物に登録され、平成22年5月には県の保護文化財に指定されている。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・（一財）因幡街道ふるさと振興財団が管理の上、一般公開しており、本町の観光施設の核を担っている。また、3棟の蔵を展示室として活用し、本町の博物館、美術館的な役割も担っている。 ・館内には喫茶室や売店を設け、郷土料理の食事や特産品の購入することができる。 ・庭園は、年2回（春・秋）特別公開イベントを開催しており、多くの来場者が訪れる。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入館者数が大幅に減少している。 ・築90年が経過し、雨漏りが頻繁に発生するなど老朽化している。 ・庭園を構成する庭木は、近年、樹勢が衰えてきており、施肥などの対策が必要なものが存在する。 		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替えを主とした大規模修繕を行い、文化財としての価値を回復する。 ・樹勢の衰えた庭木は、樹木医の意見を参考にしながら、症状に応じて必要な対策を講じる。 		
整備事業区分	石谷家住宅・石谷氏庭園保存活用整備事業		
整備履歴	平成12年度 「石谷家住宅」保存活用事業（第1期工事）		



石谷家住宅の全景



劣化した瓦



雨漏りのシミ



大屋根からの景色

番号	③	種類	神社・祭事
名称	諏訪神社・柱祭り		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	諏訪神社	管理者	諏訪神社
概要	<p>創建は鎌倉時代の弘安元年（1278年）で、信州の諏訪大社の分霊を奉るため建てられた。江戸時代は鳥取藩主池田家の祈願所として栄えた。牛臥山の山麓に鎮座し、参道は智頭往来に接する。町内の山から4本の杉丸太を担ぎ出し、町内を練り歩いた後、諏訪神社に奉納される柱祭りが6年ごとに開催されている。</p> <p>なお、神社は、町の保護文化財に指定され、柱祭りは県の無形民俗文化財に指定されている。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、おおむね健全な状態である。 ・秋の紅葉シーズンは観光名所として多くの観光客が訪れる。 ・今もなお、6年ごとに柱祭りが開催されている。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・柱祭りにおいて、柱の担ぎ手が年々減少している。また、祭りの運営者の高齢化が懸念される。 		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物は比較的健全な状態であり、現状の維持継承を図る。整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。 ・柱祭りの練り歩くコースのひとつである智頭宿を整備し、景観も含めて魅力的な祭りとなるよう促す。 		
整備事業区分	諏訪神社の柱祭り保存修理事業		
整備履歴			



諏訪神社



諏訪神社の柱祭り

番号	④	種類	寺院
名称	興雲寺		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	興雲寺	管理者	興雲寺
概要	<p>諏訪神社への参道を挟んで石谷家住宅の東に隣接する興雲寺は、曹洞宗の仏教寺院である。宿場通り（上町坂）から白い山門と石段、本堂の大きな屋根がよく眺められ、宿場町の風景に変化と多様性を与えている。臨済宗妙心寺派の寺院として創建されたと伝わる。1593年（文禄2年）8月の「高麗水」と呼ばれる大洪水で牛臥山山裾にあった堂宇は会下山の土砂崩に飲み込まれ喪失したが、再建された小さなお堂で無住の寺としてかろうじて存続した。鳥取藩藩主池田光仲の父忠雄の位牌が安置されたことで寺領が安堵され、智頭宿とともに発展するに至った。</p>		
現況	所有者が管理し、建造物は健全な状態である。		
課題			
整備方針	建造物は比較的健全な状態であり、現状の維持継承を図る。整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



興雲寺の外観

番号	⑤	種類	寺院
名称	光専寺		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	光専寺	管理者	光専寺
概要	浄土真宗本願寺派の仏教寺院。智頭往来沿いの北側に位置する。本堂の「うぐいす張り」が有名。本尊は阿弥陀如来立像。創建は天正18年（1590年）とされる。鳥取藩藩主池田家に厚く庇護され、池田家紋である蝶の御紋を下賜された名刹である。国米泰石（仏師・東京美術学校教授）の墓があり、南画家河村香坡および、円山派の襖絵（庫裏）もある。		
現況	所有者が管理し、建造物は健全な状態である。		
課題			
整備方針	建造物は比較的健全な状態であり、現状の維持継承を図る。整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



光専寺の外観

番号	⑥	種類	消防屯所
名称	智頭町消防団本町分団屯所		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町消防団本町分団
概要	<p>昭和16年の建築された木造2階建て、正面の屋根は切妻破風で仕上げ、外壁は下見板張りの洋風である。梯子を上がると火の見櫓には昭和17年銘の半鐘が吊されている。智頭宿中央の石谷家住宅の前にあり、高台に位置するため視界が開け、町並みを一望できる。また、石谷家住宅を正面から観覧できるスポットとなっている。</p> <p>また、平成12年12月4日に国登録有形文化財に登録された。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の一部は現役の消防屯所として機能している。 ・2階は広間となっており、イベントや行事などで活用される。 ・(一財) 因幡街道ふるさと振興財団が管理している。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な躯体の老朽化や外壁の塗装の剥離が確認される。 ・集会場やトイレの利用はあるが、定まった活用方法がない。物件の保存のためにも、さらなる利活用を図ることが望ましい。 		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物は比較的健全な状態であり、現状の維持継承を図る。整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。 ・智頭の林業景観の情報発信施設や周辺の防災施設などといった活用方法を検討する。 ・智頭町の消防の歴史を伝える建造物としての情報を伝えるよう、サインの設置等について検討を行う。 		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



智頭町消防団本町分団屯所の外観

番号	⑦	種類	公民館
名称	中町公民館		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	智頭町	管理者	中町町内会
概要	<p>江戸時代の参勤交代の御茶屋の一部の部材を使われた明治初期の小学校が曳家移転され、大正11年、1階には諏訪幼稚園が開設され、2階には智頭青年倶楽部が入った。その後、何度か用途変更されて中町公民館として受け継がれ、平成13年に復元された。正面1、2階の上げ下げ窓など小学校の建築形式を残しており、外壁も当初の下見板に復元された。木造2階建て寄せ棟造、棧瓦葺きで東側後ろは平屋の切妻造で、地域のまちづくりの拠点となっている。</p> <p>また、平成14年6月25日に国登録有形文化財に登録された。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・中町町内会により管理されている。 ・地域のまちづくりの拠点として、現在も公民館として活用されている。 		
課題	建物は健全な状態で管理されているが、住民の減少により、今後の維持管理が懸念される。		
整備方針	建造物は重要文化的景観整備事業補助金により外観の劣化部分を整備したため比較的健全な状態であり、現状の維持継承を図る。今後の整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴	令和元年度 重要文化的景観整備事業補助金 劣化した外観を修理		



整備後（外壁修繕）

番号	⑧	種類	公民館
名称	下町公民館		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	智頭町	管理者	下町町内会
概要	<p>千代川と平行に通る旧街道の北側に建つ、木造2階建、寄棟造、棧瓦葺で南に面して建つ。洋風建築の様式を持ち、正面に棧瓦葺でペティメント付きの玄関ポーチがある。基礎をコンクリート布基礎とし、側面に特徴のある鋳鉄製面格子を付けた床下換気口を開き、外壁を洋式の下見板張りとして白色ペンキ塗りで仕上げている。建築年代は大正3年に約140m東の、上町の米原家の敷地に建設されていた旧役場を現地に曳家して使われている。その後、昭和28年には智頭電報電話局が使用し、昭和58年に半解体修理されて以後、下町の公民館として使われている。</p> <p>また、平成14年6月25日に国登録有形文化財に登録された。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・下町町内会により管理されている。 ・当時の洋風公共建築の外観を持ち、現在も公民館として活用されている。 		
課題	建物は健全な状態で管理されているが、住民の減少により、今後の維持管理が懸念される。		
整備方針	建造物は重要文化的景観整備事業補助金により外観の劣化部分を整備したため比較的健全な状態であり、現状の維持継承を図る。今後の整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴	令和元年度 重要文化的景観整備事業補助金 劣化した外観を修理		



整備後（外壁修繕）

番号	⑨	種類	住宅
名称	米原家住宅		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	個人	管理者	個人
概要	<p>米原家住宅は上方に通じる智頭往来と備前往来の分岐点に位置し、宿場町の景観を残す智頭宿にあって、現在でも地域のランドマークのひとつとなっている。米原家は江戸期に初代の重衛門から始まり屋号を「木綿屋」と称し、大庄屋篠屋国米家の番頭をつとめた。国米家から明治38年4代の富蔵が敷地を受け継ぎ、智頭杉などの山林資源の基盤に財を成し、明治39年頃（鬼瓦紀年銘）現在の住宅を新築したものである。主屋は木造入母屋造り来待袖棧瓦葺きで、表側1間幅の下屋を廻らせた軒の高い2階建てである。</p> <p>また、平成26年には、国登録有形文化財に登録されている。</p>		
現況	智頭往来と備前街道の分岐点に位置し、宿場町の外観を残す智頭宿において地域のランドマークのひとつとなっている。番頭と呼ばれる管理者が建物の管理を行っている。		
課題	母屋は健全に管理されているが、上門及び塀が劣化が顕著な状態になっている。		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・塀は重要文化的景観整備事業補助金を活用し修繕中。 ・整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。 		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



米原家住宅主屋の外観



塀の劣化状況（腰板が欠損）



塀の劣化状況（支えの部分が浮いている）

番号	⑩-1	種類	休憩所
名称	旧塩屋出店主屋		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町観光協会
概要	<p>国道53号の北側に位置し、桁行は10間半、梁間4間の規模で、切り妻造の瓦葺で西に面して建つ。木造2階建てだが2階は厨子2階形式の船底天井で低く、町家の形式である。開口部には格子戸が付いている。建築年代は不明であるが明治22年9月の智頭大火後に建てられたと考えられ、桁行規模の大きな町家で、廊下を持つ形式や町家に玄関をつけるなど、近代町家の特徴を見せ智頭町の歴史的な街並み形成に大きく寄与した貴重な建物である。</p> <p>また、平成12年には、国登録有形文化財に登録されている。</p>		
現況	飲食店及び団体の事務所として活用している。		
課題	雨漏りまではしていないが、屋根瓦が劣化しており今後は修繕が必要である。		
整備方針	整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



旧塩屋出店主屋の外観



劣化状況（葺き土が減少し、瓦が下にずれている）

番号	⑩-2	種類	記念館
名称	旧塩屋出店洋館		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町観光協会
概要	<p>洋館は旧塩屋出店の敷地後方、屋敷南側で、主屋の便所等の突出部の左側に建つ。木造2階建、切妻造、棧瓦葺の洋風建築の外観をもち、切石の礎石上に建ち、外壁は柱形を見せた下見板張りである。</p> <p>2階の切妻造の屋根の軒裏には小天井が付いており、1階の北側には片流れの屋根が付いている。建築年代は昭和5年頃と伝えられ、4代目の当主愛蔵が長男吉兵衛の病氣療養のために天井が高く、採光の取れる洋風建築として建てられ、その後この洋館は教会の日曜学校の間として開放されたと伝えられている。現在は、智頭町出身の映画監督「西河克己映画記念館」として使われている。</p> <p>また、平成12年には、国登録有形文化財に登録されている。</p>		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・智頭町観光協会が管理し、智頭宿の観光スポットのひとつとして活用されている。 ・建物上部の外壁の塗装の剥離が確認できる。 		
課題	き損箇所さらなる劣化が懸念される。		
整備方針	整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



旧塩屋出店洋館の外観



劣化状況（塗装が剥がれている）

番号	⑪	種類	造り酒屋
名称	諏訪酒造		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	諏訪酒造	管理者	諏訪酒造
概要	創業は幕末期の1859年（安政6年）、参勤交代の宿場町として栄えていた智頭宿で旅館業を営んでいた先祖が、小さな造り酒屋を興したことはじまる。昭和前期に土蔵が社名・銘柄は近くにある諏訪神社に由来する。また、直売店の「梶屋」は江戸時代からの屋号である。特筆すべきは、森と水を守る地域づくりの会「杉の雫・吟醸の会」と協力して地酒を作り、その売り上げの一部を森を守る活動に寄付している。		
現況	建物は健全な状態であるが、壁面の漆喰の剥離が確認できる。		
課題			
整備方針	整備にあたっては建造物の歴史性や修理履歴、維持管理上の利便性や活用の方向性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



諏訪酒造の外観

番号	⑫	種類	道標
名称	道標		
所在地	智頭町智頭宿内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町
概要	智頭町は智頭往来（上方往来・因幡街道）の宿場町で、古くより因幡街道、備前街道とが交わる交通の要衝の地である。その古くからの街道のT字路にあるのがこの道標である。因幡街道と備前街道が交わる所にある道しるべで、「みぎつやまびぜん真ぐひめじ大坂」と彫られている。道の隅にあるが、備前街道との分岐点に建つ道標は今でも健在である。		
現況	往来に沿う町並みには、宿場町として栄えていた往時を偲ばせる道標が今もなお残っている。		
課題	石柱は健全な状態であるが、道標の前に新たに案内表示やカーブミラーを設置しているため歩行者からは見にくい。		
整備方針	サインの位置や内容を検討し、説明板の設置等により道標の情報を伝える。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



番号	②4	種類	住宅
名称	旧平野家住宅		
所在地	智頭町智頭地内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町
概要	木造2階建て、日本瓦葺で智頭往来の一本南の通りに、平入りで面し千本格子が嵌まって、伝統的な町並みの風情によく馴染んでいる。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・参勤交代の宿場町として栄えていた智頭宿の伝統的な町並みに上手く溶け込んでいる。 ・建物は所有者から町へ寄贈され、現在は活用方法を検討している。 ・全体的な躯体の老朽化が確認できる。 		
課題	全体的な躯体の老朽化が確認でき、今後はさらなる劣化が懸念される。		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な構成要素の民家については、所有者の要望があれば、建物の修理費に対する補助を行い、修理基準を設けてその構造や形態の価値を守っていく。 ・情報発信施設として整備する可能性も含め、活用方法を検討する。 		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



旧平野家住宅の外観



劣化が進み支柱が浮いている

番号	②⑤	種類	官道（往来）
名称	智頭往来志戸坂峠越		
所在地	智頭町内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町
概要	<p>智頭往来は、奈良時代以前から畿内と因幡地方を結ぶ主要道であり、江戸時代には参勤交代の道として重要視されていた。現在智頭町内の約2.1Kmが「歴史の道」に選定されている。江戸時代、鳥取藩の参勤交代の街道で鳥取城から約3.2Km南の智頭が1日目の宿泊地である。</p> <p>志戸坂峠は、鳥取県智頭町の駒帰から岡山県西粟倉村へ越す峠で、標高581m。鳥取県内では最古の峠のひとつ。かつては、因幡街道の難所で駒帰峠ともいわれた。平安時代後期も国司が因幡に下る公道として用いられ、近世には参勤交代の道として利用され、物流の要衝でもあった。</p>		
現況	平成30年西日本豪雨災害により大きくき損しており、現在復旧中である。		
課題	路面の崩落などにより危険な状態である。		
整備方針	道の崩落等がないよう、日頃からの管理を徹底し、き損が生じた場合は早急な復旧を行う。 また、峠の反対側の西粟倉村と協力して活用方法を検討する。		
整備事業区分	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業		
整備履歴			





大雨により法面が崩落し危険な状態（峠上部）



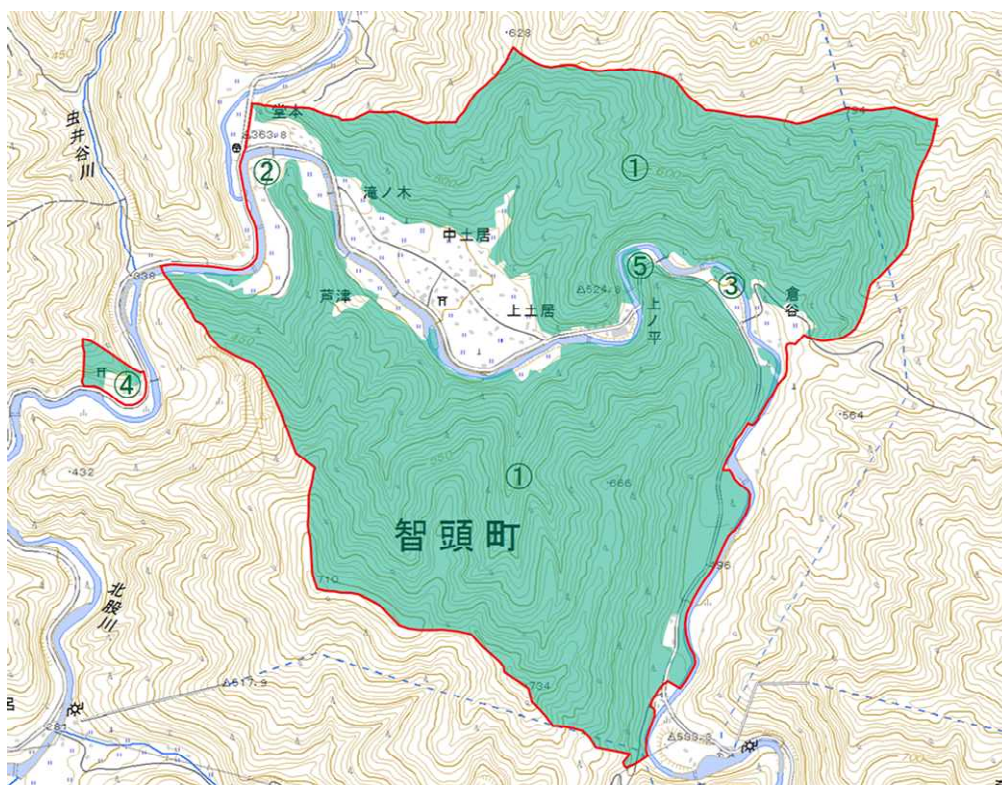
倒木により道を塞いでいる箇所がある

(4) 芦津エリアの整備方針

■重要な構成要素一覧表（芦津地区）

図面番号	名称・区分等	所有者・管理者等	件数・面積等	特定要件	備考
①	芦津集落を取り囲む森林	個人・芦津財産区他	約249ha	森林	
②	沖ノ山国有林芦津貯木場跡	林野庁	1件	遺構	
③	沖ノ山森林鉄道軌道跡	芦津財産区、林野庁	1件	遺構	
④	蛭井神社社叢	蛭井神社	約1.5ha	社寺	県指定天然記念物
⑤	みたき園	個人	1件	家屋等	
⑥	光明真言塔及び念仏供養塔	芦津集落自治会	2件	石造物	
⑦	「山の神」祠	芦津集落自治会	1件	社寺	
⑧	共同洗い場「イトバ」	芦津集落自治会	1件	水路	
⑨	芦津部落事務所	芦津財産区	1件	家屋等	
⑩	いろりの家	智頭町	1件	家屋等	
⑪～⑳	一般住宅及び土蔵	個人	21件	家屋等	

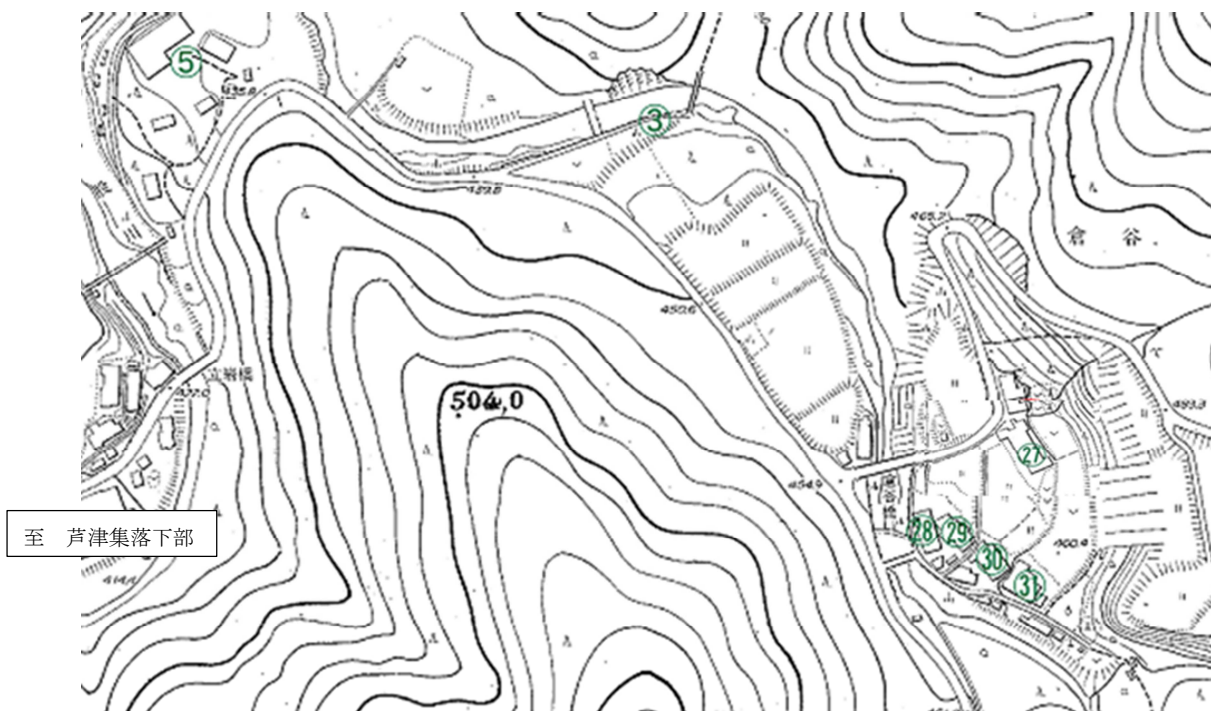
【芦津位置図】



(芦津集落下部)



(芦津集落上部)



○整備方針

- ・重要な構成要素の民家については、必要に応じて建物の修理費に対する補助を行い、修理基準を設けてその構造や形態の価値を守っていく。
- ・空き家対策・高齢者世帯の支援など、集落を維持するために重要な取り組みについては、生活環境や世帯状況、集落の課題などの状況把握に努め、行政ができることと地域住民ができることを整理しながら住民が住みやすい地域を目指した整備を行う。
- ・空き家は情報発信施設、イベントや学習会の会場、移住者への提供など活用を図りながら建物の維持に繋げる。
- ・山林の管理が適切にできるよう、林道森林作業道等のインフラ整備を進める。
- ・人工林においては持続可能な経営計画を作成し、計画的な施業ができる仕組みづくりを進める。また、天然林の環境条件に合わせた適地適木に取り組む。
- ・重要な構成要素である建造物は、住民に価値を理解いただき、文化財としての資質を保ちながら管理いただくよう説明する。また、主屋・納屋・土蔵で構成されている敷地の所有者には、現状の景観を残すよう指導する。
- ・屋根付きの車庫を新しく建てる時は、土地利用の変更をできる限り行わず、水路の形状を変えないよう、また、水路にできるだけ蓋をしないよう、理解していただく。

○活用方針

- ・重要な構成要素であり、各方面から集客のある山菜料理店「みたき園」と連携を図り、「智頭の林業景観」の情報を発信する体制づくりを進める。
- ・重要な構成要素である沖ノ山国有林芦津貯木場跡地には、現在、芦津集落が原木しいたけの育成ハウスを設置している。この場所が国有林事業の拠点であったことの情報発信する環境が整っていないため、案内板等を設置するなど、原木しいたけと智頭の林業景観の知名度向上を目指す。また、原木しいたけをはじめとした、その他特産品のパッケージに重要文化的景観エンブレムを活用するなど啓発を図る。
- ・重要な構成要素である一般住宅については、建造物の価値や、それらによって構成される景観を町内外に発信し注目度を高めることで、U J I ターンの増加に繋げる。

(4) 芦津エリアの重要な構成要素における個別の整備の方向性

番号	①	種類	森林
名称	芦津集落を取り囲む森林		
所在地	智頭町芦津及び大呂地内		
所有者	個人・芦津財産区他	管理者	個人・芦津財産区他
概要	芦津集落を取り囲む森林は、林業集落ならではの管理の行き届いた高齢から若齢の人工林と広葉樹がパッチワーク状に混じり合った、多様性に富んだ美しい森林景観を形成している。		
現況	財産区有林は芦津財産区の自主施工により管理している。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林は、樹皮や周辺の植生に獣害被害を受けている。 ・人工林は益々高齢林の割合が増加し、大径木が現在よりも見ることができないことが見込まれる。 		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林は、自然の生態系に管理を委ねて保存していく。ただし、自然災害や獣害により、現状の森林景観がき損した場合は、補助事業等を活用して適切な復旧に努める。 ・人工林は、森林機能の低下を抑えるため、下層植生や密度調整を行う。 		
整備事業区分	重要文化的景観事業・その他林業事業		
整備履歴			



芦津集落を取り囲む森林は管理が行き届いている

番号	②	種類	森林鉄道遺構
名称	沖ノ山国有林芦津貯木場		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	智頭町	管理者	智頭町
概要	芦津集落の入口に位置する堂本は、昭和30年代まで稼働していた森林鉄道の起点で隣接地に貯木場や加工場があった。また、山裾には軌道敷き跡が残っている。令和2年12月24日付けで、智頭町が国有財産を取得した。		
現況	芦津集落が原木しいたけ栽培場として活用している。		
課題	貯木場跡であった歴史やその価値を伝える環境が整っていない。		
整備方針	智頭の林業景観の価値を伝える説明板等の設置を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



沖ノ山国有林芦津貯木場の現況

番号	③	種類	森林鉄道遺構
名称	沖ノ山森林鉄道軌道跡		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津財産区、林野庁	管理者	芦津財産区、林野庁
概要	鳥取営林署沖ノ山森林鉄道は、沖ノ山国有林から伐り出された木材を運び出すために大正11年に敷設が開始された。この森林鉄道の起点は芦津集落の入口に当たる堂本にあり、運び出された丸太を集積する芦津貯木場が設置されていた。芦津貯木場から智頭駅まではトラックや馬車で輸送され、鉄道貨車で全国へと運ばれた。		
現況	現在は大部分が舗装道路に整備されているが、倉谷には北股川沿いに軌道敷跡が残されている。森林鉄道軌道敷跡の一部は、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティにより認定を受けた森林セラピーロードとして活用している。		
課題	災害等で路面が崩落している箇所がある。		
整備方針	遊歩道内の随所に森林軌道のために整備された鉄橋や切通、営林署の寄宿舍跡といった国有林事業に関わる痕跡が残っており、所有者と協議した上で、痕跡を活かした整備を進めていく。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



沖ノ山森林鉄道軌道跡の一部

番号	④	種類	神社
名称	蛭井神社社叢		
所在地	智頭町大呂地内		
所有者	蛭井神社	管理者	蛭井神社
概要	県天然記念物に指定されており、杉の巨木に加え、ウラジロガシやアカガシが高木層を形成する照葉樹林が残されている。		
現況	おおむね健全な状態である。		
課題	増加する獣害被害の対策が必要である。		
整備方針	定期的に状態や環境を把握しながら、必要があれば所有者と協議し対策を講じる。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



蛭井神社社叢の現況

番号	⑤	種類	観光施設
名称	みたき園		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	個人	管理者	個人
概要	山菜料理店や土産店がある観光施設であるが、林業従事者の茅葺古民家を移築して食事処にして、山村集落の雰囲気を感じられる造りとなっている。また、敷地内には森林鉄道跡を利用した遊歩道がある。		
現況	茅葺古民家を移築し、山菜料理の食事処として活用しており、県内外から多くの集客がある。		
課題			
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・整備については、建造物の歴史性や所有者の利便性、活用方法を検討した上で、修理内容や手法を検討する。 ・所有者の要望があれば、必要に応じて建物の修理費に対する補助を行い、その構造や形態の価値を守っていく。 		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



大型観光バス等で多く方が訪れる「みたき園」

番号	⑥	種類	石碑
名称	光明真言塔と念仏供養塔		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津集落自治会	管理者	芦津集落自治会
概要	芦津集落の石碑の中でひとときわ大きいものが光明真言塔と念仏供養塔である。両者とも享保10年（1725年）の3月上旬の建立であるが、念仏供養塔の建立主体が「芦津村中」であるのに対して光明真言塔は「女人中」により建立されている。		
現況	おおむね健全な状態である。		
課題			
整備方針	整備については、建造物の歴史性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



光明真言塔と念仏供養塔の現況

番号	⑦	種類	地神
名称	「山の神」祠		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津集落自治会	管理者	芦津集落自治会
概要	「山の神」はその名のとおり山を守る神である。1,000ha以上の財産区有林を所有し、林業で生計を立ててきた芦津集落にとっては、その暮らしを守る重要な地神である。		
現況	おおむね健全な状態である。		
課題	老朽化している部分が確認できる。		
整備方針	整備については、建造物の歴史性を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



「山の神」祠の現況

番号	⑧	種類	水路
名称	共同洗い場「イトバ」		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津集落自治会	管理者	芦津集落自治会
概要	集落背後の行き届いた森林から安定供給される豊かな水を利用した共同の洗い場で、現在も暮らしの中で欠かせない存在となっている。		
現況	おおむね健全な状態である。		
課題			
整備方針	整備については、建造物の歴史性や所有者の利便性、活用方法を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



共同洗い場「イトバ」の現況

番号	⑨	種類	事務所
名称	芦津部落事務所		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津財産区	管理者	芦津財産区
概要	<p>正面の2階建の事務所棟と背後の土蔵、事務所棟と土蔵の繋ぎ部からなる。</p> <p>事務所棟は2階建、切妻造、棧瓦葺で、壁面に下見板を張る。後世の改造材で痕跡等の確認が充分にはできないが、本来は、2階建部分で完結した建物と考えられ、中古に事務所棟と土蔵間に繋ぎの建物が建てられ、その後にその北に張出部が増築されたと考えられる。</p> <p>土蔵の梁下に昭和2年の墨書があり、事務所棟と同時期に建てられたものと考えられる。</p>		
現況	集落の役員会などの会合に使用されている施設で、芦津共同販売所として日用品の販売も行っている。		
課題	劣化している部分が確認できる。		
整備方針	整備については、建造物の歴史性や所有者の利便性、活用方法を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



芦津部落事務所の現況

番号	⑩	種類	住宅・土蔵
名称	いろいろの家（田舎暮らし体験住宅）		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	智頭町	管理者	芦津集落
概要	大正時代に隣から分家して建てた林業従事者の住宅で、平成23年に所有者から智頭町に寄贈されて、移住者用の田舎暮らし体験住宅として使われている。建設当時からいろいろがあり、いろいろの家と名付けられて移住予定者のお試し住宅としても使われている。蔵には智頭町をフィールドに研究された京都大学名誉教授岡田憲夫氏から寄贈された図書が並べられている。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・芦津集落が管理している。 ・建物はおおむね健全な状態である。 		
課題			
整備方針	整備については、建造物の歴史性や所有者の利便性、活用方法を検討した上で、修理内容や手法を検討する。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			

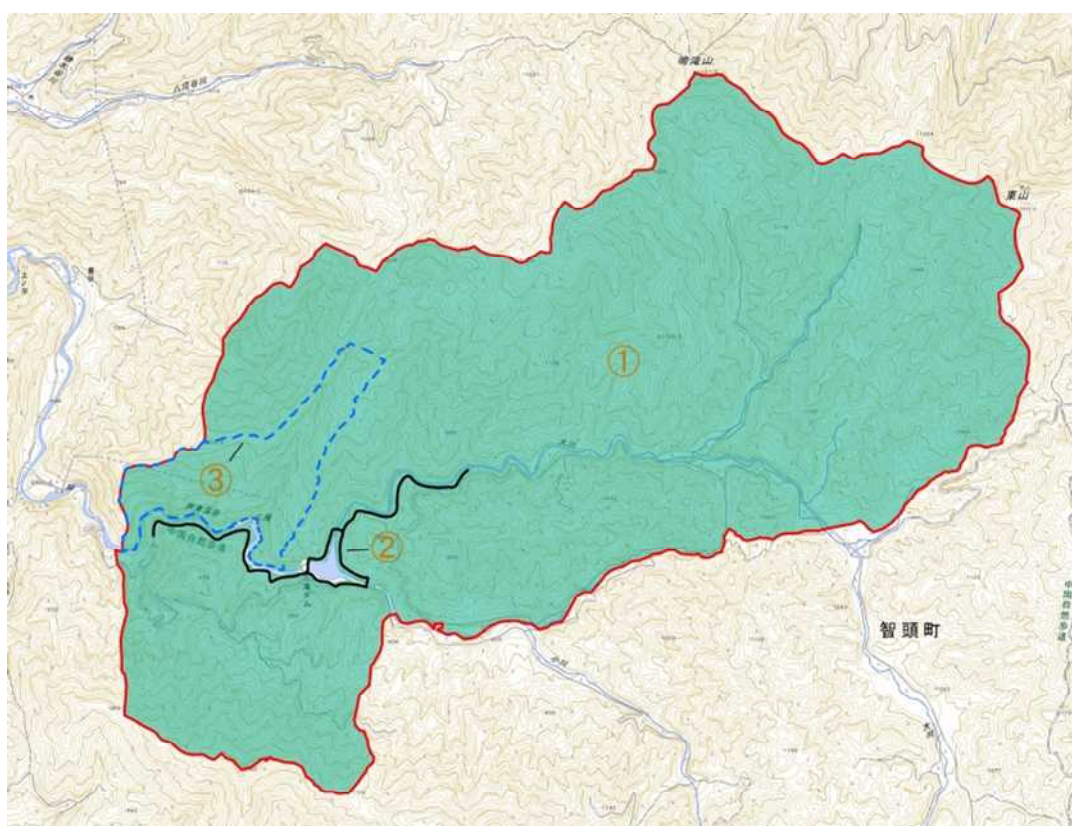


いろいろの家（田舎暮らし体験住宅）の現況

(5) 東山・沖ノ山エリアの整備の方向性

■重要な構成要素一覧表（東山・沖ノ山地区）

図面番号	名称・区分等	所有者・管理者等	件数・面積等	特定要件	備考
①	東山・沖ノ山の森林	芦津財産区・林野庁他	約1,429ha	森林	
②	芦津森林セラピーロード	芦津財産区・林野庁他	延長約8km	遺構	森林鉄道遺構を利用した遊歩道
③	林木遺伝資源保存林	林野庁	約86ha	森林	「東山・沖ノ山の森林」と重複



○整備方針

- ・山林の管理が適切にできるよう、林道・森林作業道等のインフラ整備を進める。
- ・20年ほど前からニホンジカの個体数が急激に増えてきており、スギに大きな影響を及ぼしている。沖ノ山杉の母樹が多く生育する林分（林班～小班単位）を中心にシカの食害を防ぐ対策に努める。対策内容は、小規模な範囲でのシカ柵の設置やシカ密度の減少を目指した猟師の育成を推進する。



東山西麓の沖ノ山杉の母樹が多く生育する林分（図の黄色部分）

- ・中国自然歩道などの遊歩道を森林セラピーロードとして整備・活用しているが、道の崩落などが起きており、さらなる活用を目指した再整備が必要。
- ・遊歩道内の随所に森林軌道のために整備された鉄橋や切通、営林署の寄宿舍跡といった国有林事業に関わる痕跡が残っており、こうした施設を活かした整備を進めていく。

○活用方針

- ・すでに森林鉄道の軌道跡を森林セラピーロードとして活用しており、智頭の林業景観を伝える基盤は整っている。今後はガイドが芦津コースを案内する際に、景観の価値や国有林事業に関わる痕跡を紹介できる体制づくりを進める。
- ・沖ノ山スギの保護及び「智頭の林業景観」の啓発のため、見学ツアーづくりや案内する体制を整える。



芦津生活環境保全林の案内板



芦津セラピーロードの案内板



対岸の沖ノ山林木遺伝資源保存林



沖ノ山森林軌道跡の切通



沖ノ山森林鉄道軌道跡の石積み



崩落もある沖ノ山森林軌道跡の遊歩道

(6) 東山・沖ノ山エリアの重要な構成要素における個別の整備の方向性

番号	①	種類	森林
名称	東山・沖ノ山の森林		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津財産区・林野庁	管理者	芦津財産区・林野庁
概要	東山・沖ノ山は岡山県・兵庫県との県境に位置し、山陰と山陽とを分ける中国山地の脊梁部にあたる。両主峰から西に向かって千代川の支流である北股川が流れ、その北股川上流一帯にブナクラス域のクロモジ-ブナ群落（多雪な山地に成立する落葉広葉樹の高木林）が発達する。「赤挿し苗」の採穂地として智頭林業の発展に大きな役割を果たしたスギの天然林が広がっている。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・森林鉄道の軌道跡の一部を遊歩道などで活用している。 ・ニホンジカの個体数が急激に増加している。 		
課題	天然林は自然の生態系に委ねて保存していくが、獣害被害が酷い場合は、所有者と協議し必要な対策を講じる。		
整備方針	沖ノ山スギの定期的な見学会や柵の設置等の対策が考えられるが、必要に応じて補助事業等による支援を行う。		
整備事業区分	その他林業事業		
整備履歴			



番号	②	種類	歩道
名称	森林セラピーロード		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	芦津財産区・林野庁他	管理者	芦津財産区・林野庁他
概要	本町では、森林は町の大切な資源として、「森林セラピー」をまちづくりの主要なテーマのひとつと位置づけ、森林セラピー協議会の設立や森林セラピーガイドの養成、実験実証などを行い、平成22年4月に鳥取県初の「森林セラピー基地」として特定非営利活動法人森林セラピーソサエティから認定された。そして、芦津溪谷の3コース（中国自然歩道コース・三滝ダムコース・源流コース）が森林セラピーロードとして整備、活用が行われている。		
現況	森林鉄道の軌道跡を利用した遊歩道で、スギ天然林や芦津溪谷の自然を間近に観察できる。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な状態で管理されているが、一部倒木や道の崩落箇所がある。 ・新型コロナウイルスの影響により、体験者数が減少している。 		
整備方針	遊歩道には森林軌道のために整備された鉄橋や切通、営林署の寄宿舍跡といった国有林事業に関わる痕跡が随所にあり、所有者と協議した上で施設を活かしたさらなる活用を目指した整備が望まれる。		
整備事業区分	重要文化的景観事業		
整備履歴			



番号	③	種類	森林
名称	林木遺伝資源保存林		
所在地	智頭町芦津地内		
所有者	林野庁	管理者	林野庁
概要	三滝ダムの北側にある国有林59林班内には、「主要林業樹種及び稀少樹種等に係る材木遺伝資源保存林を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する」ことを目的とした林木遺伝資源保存林が設定されており、この地域の森林資源の価値の高さを証明している。		
現況	保存対象樹種を多く含む天然林が主でありながら、高齢から若齢の人工林と広葉樹がパッチワーク状に混じり合った多様性に富んだ森林景観が窺える。		
課題	健全な状態で管理されているが、獣害や異常気象による災害が懸念される。		
整備方針	状況に応じて対象樹種の保存のための森林施業が必要。		
整備事業区分	その他林業事業		
整備履歴			



3 整備活用の先行事例

重要な構成要素である建物の劣化が進んでおり、早急な対応が必要な状況であったため、間接補助事業で修繕をおこなった。

(1) 令和元年度中町公民館外壁修繕工事

所有者：智頭町

管理者：中町町内会

概要：江戸時代の参勤交代の御茶屋の一部の部材を使われた明治初期の小学校が曳家移転され、大正11年、1階には諏訪幼稚園が開設され、2階には智頭青年倶楽部が入った。その後、何度か用途変更されて中町公民館として受け継がれ、平成13年に復元された。正面1、2階の上げ下げ窓など小学校の建築形式を残しており、外壁も当初の下見板に復元された。木造2階建て寄せ棟造、棧瓦葺で東側後ろは平屋の切妻造で、地域のまちづくりの拠点となっている。

修繕内容：外壁の塗装及び窓枠の修繕

修繕前



修繕後



(2) 令和元年度下町公民館外壁修繕工事

所有者：智頭町

管理者：下町町内会

概要：千代川と平行に通る旧街道の北側に建つ、木造2階建、寄棟造、棧瓦葺で南面して建つ。洋風建築の様式を持ち、正面に棧瓦葺でペディメント付きの玄関ポーチがある。基礎をコンクリート布基礎とし、側面に特徴のある鋳鉄製面格子を付けた床下換気口を開き、外壁を様式の下見板張りとして白色ペンキ塗りで仕上げている。建築年代は大正3年に約140m東の、上町の米原家の敷地に建設されていた旧役場を現地に曳家して旧役場として使ったと伝えられている。その後、昭和28年には智頭電報電話局が使用。昭和58年に半解体修理されて以後下町公民館として使われている。下町公民館は、大正期から昭和初期の智頭の役場として建設され、その後も公的な建物として街の発展に貢献し、当時の洋風の公共建築の外観を持ち、現在も公民館として町民に親しまれ、歴史的建造物として貴重である。

修繕内容：外壁の塗装

修繕前



修繕後



第5章 保存・活用に関する内容

1 復旧修理・修景に関する計画

【重要な構成要素の特定基準】

建造物については、智頭宿地区・芦津地区の独特又は典型的な形態・意匠をもつ建造物及び工作物とする。

智頭の林業景観の価値に欠かせない要素や、門・塀等の工作物については、形態、意匠等が独特又は典型的であると認められるものとする。

(1) 建造物の修理・修景基準

選定範囲内のすべての建物の新增改築については、景観条例を適用し、景観形成基準に配慮した仕様に誘導する。その際、事業者に対して「智頭の林業景観」の継承に係る智頭町の取り組みを説明し、理解を得て、図5-1及び5-2に掲げる特徴への十分な配慮をお願いする。

智頭町の林業景観保存計画に記載されている重要な構成要素については、以下の基準に基づき、その特徴の継承に努める。また、必要に応じて要綱に基づく補助を行う。

◆重要な構成要素の復旧修理基準

- ・智頭町の林業の振興又は林業景観の継承に寄与する復旧修理とする。
- ・現状維持を基本とし、必要に応じて復原や修景を行う。
- ・外観や構造の特徴を表している既存の部材をできるだけ大事にする。
- ・耐震性能、難燃性、雨仕舞い等、建物の安全性の確保と健全性の維持に対して改善が必要な場合には、当該建物全体の特徴や、周囲の景観との調和に配慮しながら適切に対処する。

重要な構成要素以外の景観を構成する要素については、地区ごとの建造物の特徴に配慮するなど周囲との調和を図る。今後、住民の合意形成により必要があれば修景基準を設け規制等の運用を図る。なお、智頭宿地区と芦津地区では建物の特性が異なるため、復旧修理はそれぞれの地区ごとに設ける。

図 5 - 1 智頭宿地区の建造物等の特徴

		建造物等の特徴
敷地区画施設		基本、区画施設をもたない。 限られた大規模宅地のみ区画施設(板塀)を有する。
主屋	敷地	・街路に面した短冊状 ・大規模敷地もあり
	配置	・街路に面して主屋が建つ ・大規模敷地の場合は周囲に区画塀を建てる
	構造	木造
	高さ	平屋建もしくは2階建
	屋根	・切妻造、棧瓦葺、平入が主 ・切妻造妻入1件、入母屋造平入2件 ・瓦は石州瓦(赤茶色)もしくは日本瓦(黒色) ・緩勾配屋根の場合はトタン葺もあり5件
	大屋根軒	・垂木+化粧軒裏が主 ・漆喰塗籠3件、うち2件は袖うだつあり
	1階屋根 下屋・庇	・1階正面に下屋を設けるのが主。 ・1階正面に庇を付す形式もある程度あり ・出梁造(2階が1階よりも前面に出る)1件
	外壁	・1・2階とも腰壁は下見板張、もしくは縦板張 ・小壁は土壁、もしくは漆喰壁 ・妻壁は漆喰塗、もしくは下見板や縦板張
開口部建具	1階 ・前面は土間+掃き出し窓の形式 ・開口部には格子戸(嵌め殺し or 戸袋)が主 ・大正時代から木製サッシガラス建具 ・前土間形式は少なそう 2階 ・前面は障子戸もしくはサッシ+格子戸(嵌め殺し or 戸袋)が伝統形式	

図5-2 芦津地区の建造物等の特徴

		建造物等の特徴
敷地区画施設		基本、区画施設をもたない。 限られた大規模宅地のみ区画施設(板塀)を有する。
主屋	配置	道路の位置に関わらず、出入口(正面)は、南側(川側)を基本とし、主屋を敷地後方に配置し、主屋前に庭をとる。 川と並行する東西棟が多い。 なお、東西道路に面する宅地面積は限られ、主屋・土蔵・付属屋が建て詰まっている。 中央の東西道路に面する南側の敷地では主屋を敷地の南側を正面として敷地の北側(道路)に寄せて主屋が建つこともある。
	構造	木造軸組構造とし、平屋建もしくは2階とする。
	屋根	古くは茅葺(現状鉄板葺)平屋建。 大正頃から棧瓦葺が普及。 棧瓦葺の場合は、二階建、切妻造を基本とする。 鉄板葺は、かつての杉皮葺の後継か。 鉄板葺の場合は、切妻造もしくは入母屋造を基本とし、平屋建とする。かつての板葺石置屋根であった可能性はあるが、現状の鉄板葺葺建物は比較的年代が新しいと思われるものが多く、現存物件は当初から鉄板葺と考えられる。
	壁	真壁造を基本とする。 壁表面仕上は、白漆喰仕上、もしくは中塗仕上とする。 大壁造のものも散見されるが、後世之改造とみる。 ただし、妻面のみ、真壁造の上で横板壁の大壁とするものがある。
	開口部(建具)	出入口は、古くは片引大戸。 その後は引き違い戸。 1階窓は掃き出し窓が多い。
土蔵	配置	敷地内、主屋の上手(座敷側)に置かれることが多い。
	構造	木造平屋建もしくは二階建とする。 内部が1階の場合でも、比較的建ちが高く、窓も二階のような位置に付くこともある。 出入口前に屋根をかけること多く、さらに壁で囲んで前室とする事例が多い。
	屋根	置屋根を基本とする。 出入口のある面には、さしかけ屋根をかける。
	壁	出入口の両脇のみ、なまこ壁とするものがある。 側背面は、比較的高い位置まで板壁で養生する。 板壁は、縦板目打ちが多く、下見板押縁もみられる。 板壁より上部は白漆喰、もしくは中塗仕上とする。
	開口部(建具)	出入口は、掛子塗りの土扉、もしくは引戸の土扉とする。 窓は、小規模なものも多く、掛子塗りの開戸を設けるものもあるが、開戸を有さないものも多い。 窓上には、庇を有するものが多い。
	後世の増築部	後世に下屋を付加して増築。

その他付属屋 (含車庫)	配置	敷地内の空地に適宜建築。 別棟を建築することもあるが、増築での対応が多い。 道路に面して車庫の新築が増えている。 車庫は、宅地内の付属屋的な位置に建てられるものの他に、宅地地内の一連の建物群とは独立して道路際に建てられるものが増加している。
	構造	平屋建、もしくは二階建。
	屋根	離れ座敷以外の納屋等は勾配の緩い切妻造、鉄板葺が大半。かつては板葺石置屋根。
	壁	土壁真壁の場合は中塗仕上げ(離れ座敷を除く)。 板壁の場合は、柱面に横板下見板張り(押縁なし)とする。
	開口部(建具)	

図5-3 民家の特徴（智頭宿）



図5-4 民家の特徴（芦津集落）

【主屋】

屋根は、鉄板葺もしくは棧瓦葺

構造部材は木造が多く見られる

壁は真壁造で、壁面の仕上げは白漆喰もしくは、中塗仕上げ



【塀】



大規模な敷地以外は、基本的に塀を設けていない。塀を設置する場合は板塀が望ましい。

【土蔵】

屋根は置き屋根、切妻造、棧瓦葺きを用いている

腰板上面は、漆喰仕上げもしくは中塗仕上げ

腰部は板張で塀板目打ち



2 防災・防火対策

災害による被害を最小限におさえるためには、家庭や地域全体で地震や河川・土砂災害に対する認識を深め、ハザードマップを活用した日ごろからの備えが必要である。

また、文化財防火デーの訓練はもちろんのこと、町消防団、東部広域行政管理組合八頭消防署智頭出張所と連携し、貴重な文化財を次の世代へ引き継ぐための防火訓練等が必要である。



智頭宿 防災ハザードマップ



芦津集落 防災ハザードマップ

智頭町地域防災計画（文化財関係抜粋）

指定文化財及び神社仏閣等との文化財について、その管理者は、消防用施設の整備、消防ポンプ車等の進入路等の確保、収蔵施設の耐震化等に努めるものとする。

また、災害等によって埋没、水没した文化財については、その歴史的価値等に応じて可能な限り修復等を行うため安易に破棄することがないように平時から周知するものとする。

3 その他文化財を活かした活用

智頭町内には、文化的景観だけでなく、国宝1件（東京国立博物館寄託）、重要文化財3件、国史跡1件、国無形民俗文化財1件、県指定・選定・選択文化財19件、町指定文化財18件、国登録有形文化財18件が現存する。智頭の林業景観にまつわる様々な歴史や文化をより体験するために、町内の文化財を周遊できるような仕掛けづくりを実施していく。



国宝 絹本著色普賢菩薩像



国指定史跡 智頭往来志戸坂峠越



県選定伝統的建造物群
板井原集落



県指定保護文化財
智頭枕田遺跡出土先史時代遺物

4 回遊・動線に関する計画

本町には美しい森林、歴史、文化等の貴重な財産が受け継がれている。こうした財産を町民がお互いに連携して守り、来訪者へ伝えていくことで外部とのネットワークを広げていく。また、智頭の林業景観が注目されることで、町民の「誇り」と「郷土愛」を高め活気ある町を目指す。来訪者へその価値を伝えるひとつの手段として、回遊ルートの設定を検討したい。

しかし、計画性のない安易な整備や観光地としてむやみに来訪者を集めると騒音・ごみの投棄・私有地への無断侵入など住民や景観に悪影響を及ぼす可能性がある。住民への支障が出ないように、慎重に検討を重ねながら整備を進めていく必要がある。

今後は、外国人観光客の増加も予想されるため、智頭の林業景観をより多くの来訪者に伝えられるようインバウンド対策などについても検討し、整備に活かしていく。

(1) 智頭宿コース

コースは、「智頭宿・石谷家住宅無料駐車場」を起点、終点とし、基本は現在の智頭宿観光ガイドが案内するコースや内容を活用するが、智頭の林業景観に関するスポットを周遊できるコースを新たに定め、ニーズに合った案内を目指す。智頭宿観光ガイドは、既に町文化財担当者が講師を務める研修会などを受講しており、智頭宿の歴史背景から学んでいる。



(2) 芦津コース

芦津集落内にも、智頭の林業景観に関するスポットが多く存在するが、現在のところ観光地化はされていない。住民の合意形成により、コース化を検討するのであれば、重要な構成要素でありながら集客の多いみたき園を軸にルートを設定したい。

(3) 東山・沖ノ山コース

東山・沖ノ山エリアは、すでに中国自然歩道を森林セラピーロードとして整備した下記のコースを設けている。この既存のコースを活かし、北股川に沿って整備された沖ノ山森林軌道の軌道跡を歩き、智頭の林業景観の重要性を来訪者へ伝える仕掛けを図りたい。また、このエリアには天然杉が群集する箇所があるが、森林保護を考慮しながら、ルート化を検討したい。

【中国自然歩道コース】

かつての森林鉄道を活かした平坦で歩きやすいコース。

清流の音を足下を感じながら、対岸の広葉樹と針葉樹の混交林や三滝、巨木の広場などセラピースポットが次々と展開され、芦津の森の懐の深さを感じられるコース。

【三滝ダムコース】

三滝ダムのダム湖周辺を周遊するコース。自然の中に佇むダムをはじめ、ダム湖の湖面に映る新緑や紅葉等、水面と生い茂る森のバランスが絶妙で印象的な景観が魅力のコース。

【源流コース】

ダム湖に注ぐ源流域に沿ったコース。大小の滝が点在し凹穴群も見られるなど、巨石と清流が織りなす溪谷美が美しく、清流のせせらぎを間近に感じられるコース。

第6章 普及・啓発

1 普及

(1) ホームページの整備

平成30年の選定の際は、重要文化的景観「智頭の林業景観」を町ホームページに掲載していたが、町ホームページのリニューアルに伴い、現在は掲載していない状況である。改めでの周知を図るため、情報を整理した上でホームページ内の智頭の林業景観コーナーを設定し、外部への普及を図る。

(2) 重要文化的景観のエンブレムの活用

令和元年度に作成した重要文化的景観のエンブレムを活用し智頭の林業景観の周知を図る。具体的には、ステッカーやマグネット等を作成し、地域住民の協力を得ながら様々な用途で活用する。また、関係者と協議しながら地域の特産品等のパッケージなどにエンブレムの活用を検討し、特産品の価値に重要文化的景観の価値を付け加えることで互いの魅力向上に繋げる。



「文化的景観エンブレム」

「林業の町 智頭」を象徴する美林が、苗木を育ててきた結果であり、智頭の人たちを支えてきたことをイメージしている

2 啓発

(1) 講演会の開催

教育委員会が主体となり、町民が文化的景観の価値を理解し、地域の生業とともに守り伝える機運を高めるため、専門家による講演会を開催する。

(2) 学校教育との連携

学校教育と連携を図り、小中学校の地域学習の一環で、次世代を担う子どもたちが智頭の林業景観を地域の誇りとして継承していくため、生まれ育ったふるさとを理解し、地域で受け継がれてきた歴史や文化に触れ、体験し、この景観を受け継ぐ意義を伝える。

具体的には、芦津財産区が赤挿し苗から育てている杉を活用し、枝打ちなどの林業体験を行うことで、智頭の林業体系を確立する上で重要であった苗木生産の理解を深めることができる。また、この地は鳥獣から苗木を守るための防護ネットが設置され、林内でオウレンを栽培できる基板が整っている。このことから、かつて本町の主産業であった因州黄連の復活を目指す「杣塾（山本福壽代表）」や智頭林業研究会との連携を図り、オウレン栽培を通じて林産副業の歴史を伝える。

(3) 智頭町魅力発信事業による啓発

住民自身が「町民ライター」として、イベントや季節の行事などで垣間見える智頭の暮らしや魅力を SNS で発信していく「智頭町魅力発信事業（他部局事業）」との連携を図り、智頭林業の歴史や価値を広く周知し、外部への情報発信と啓発を図る。

(4) ちづ図書館の活用

令和2年11月に新たにオープンした「ちえの森 ちづ図書館」は、「みんなで考える私たちの新しい図書館」と題した住民ワークショップや「智頭中学校新図書館プロジェクト」など、住民の意見を取り入れ建設され、館内には町産材をふんだんに使用した建築物である。智頭町や鳥取県についての資料を集めた地域資料コーナーを活用し、智頭林業の関係資料の展示や重要文化的景観に関わるイベントを開催するなど、図書館と連携した啓発を図る。

第7章 現状変更行為と届出

1 現状変更行為と届出

重要文化的景観の重要な構成要素について、滅失またはき損がある場合には所有者又は権原に基づく占有者（以下、「所有者等」という）が、それを知った日から10日以内に（文化財保護法136条関係）、現状変更等がある場合にはその行為を行おうとする者（以下、「事業者」という）が、行為を行う日の30日前までに（文化財保護法第139条関係）、文化庁長官に届出の必要がある。

届出書の書式等については、智頭町教育委員会には、通例、智頭町教育委員会及び鳥取県教育委員会を通して文化庁に提出されているので、所有者等や事業者には町教育委員会に報告や事前協議を行うよう周知を図る。

届出の種類	届出が必要な場合	届 出 日
滅 失	火災や自然災害等により滅失した場合	所有者又は占有者は、滅失を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出る
き 損	災害等により重要な構成要素の価値い大きな影響を及ぼすき損が生じた場合	所有者又は占有者は、き損を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出る
現状変更等	重要な構成要素の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	左記の行為をしようとする者は、実施しようとする30日前までに文化庁長官へ届出る

図 7-1 滅失・き損の場合の届出フロー図

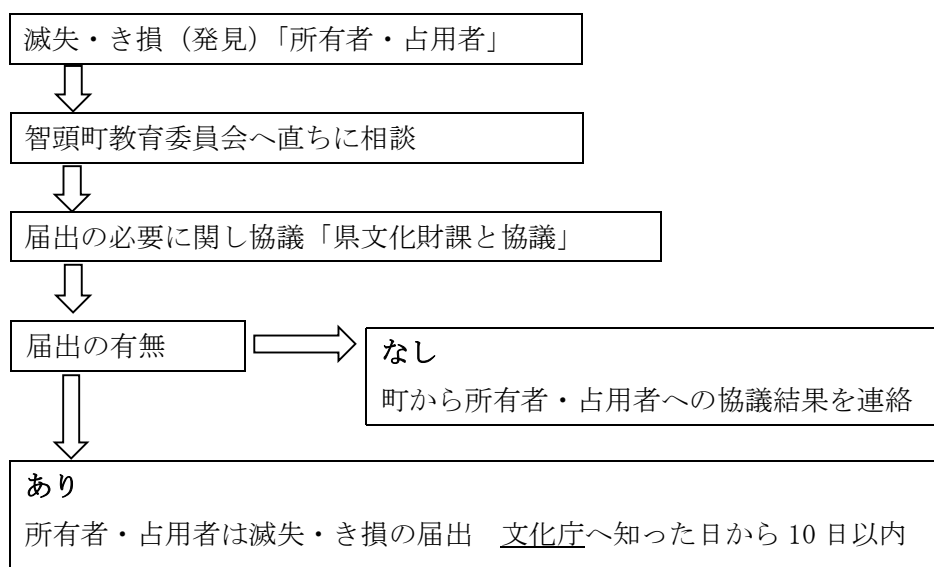
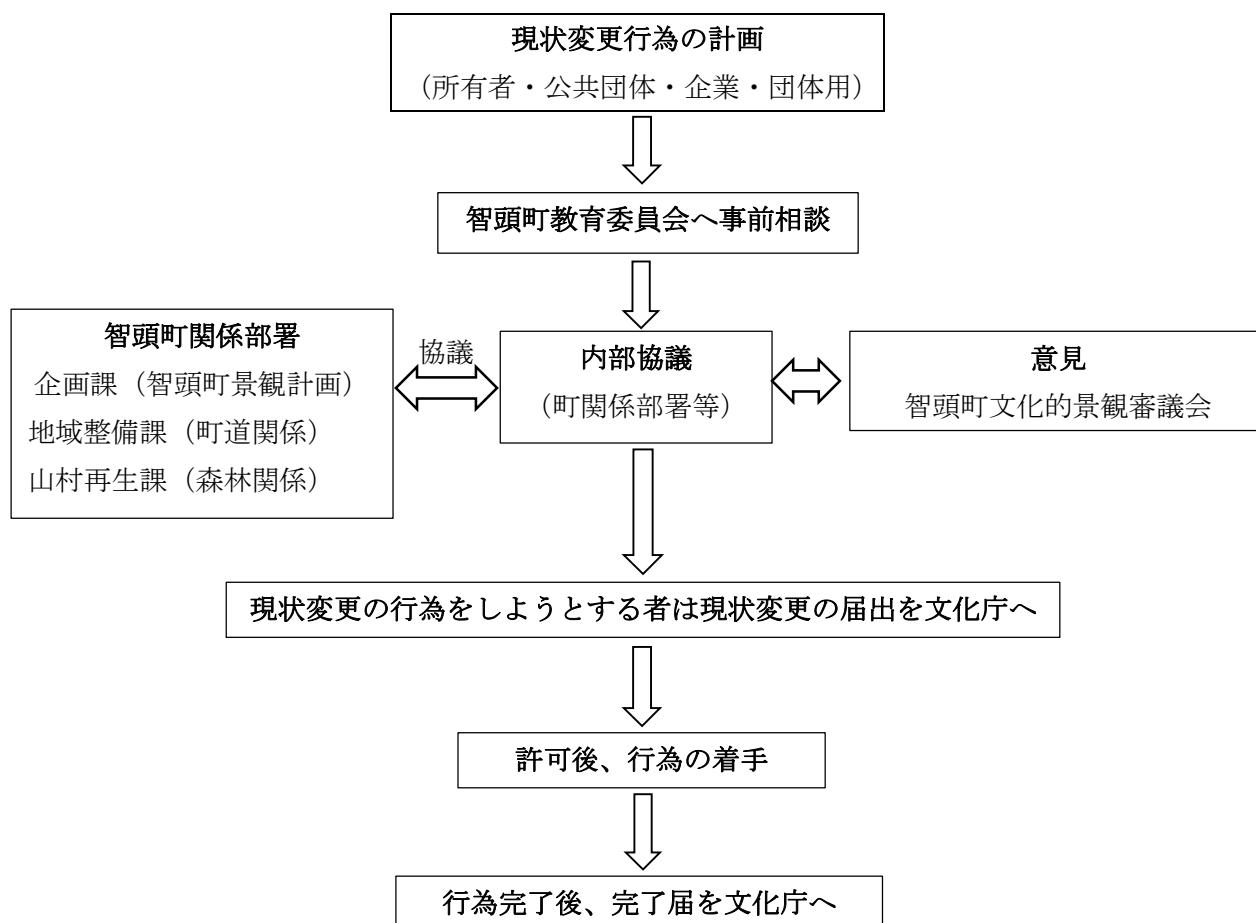


図 7-2 現状変更の場合のフロー図



第8章 整備活用の短期・長期における重要施策

重要文化的景観「智頭の林業景観」を整備していくうえで、早急に取りかからなければならぬ事業や課題を短期計画に分類し推進していく。き損や劣化により状態の悪い重要な構成要素を修理し、文化財としての価値の回復を図る。また、現在設置されている道標は、見にくかったり情報が乱立しているものもあるため、重要文化的景観を紹介する説明板を設置して価値を伝えることや、来訪者にとってわかりやすく効果的なサインの在り方を関係各所と検討する必要がある。

長期計画は、実施にあたり準備が必要で予算確保に時間がかかる案件等を分類し進めていく。特に、情報発信施設の整備のほか、空き家の活用など、地域住民による合意形成が必要となるとともに、予算措置に時間を要するものが含まれる。これらについては、来訪者への対応ばかり考えるのではなく、地域住民の意見も取り入れる必要があるため、慎重に協議を進めたい。

また、全エリアにおいて、重要な構成要素がすでに空き家になっているものがあるため、早急な活用が求められる。移住者の住居やガイダンス施設等の活用が望ましいが、中には大がかりな整備が必要な空き家もあり、長期的な事業期間となる場合も想定される。

以上、重要な構成要素の修繕等は、着実に実施し、文化財としての価値を守りながらその他の事業に繋げるという方針で事業全体を推進するものとする。しかしながら、全ての施設を整備し真新しいものにする必要はないため、限りある財源に留意しながら、修繕が必要なもの、現状維持していくもの等を見極めながら整備を進める。全ての事業において地域住民や外部団体との協力が必要となるため、連携して推進することが極めて重要である。

1 各エリアごとの主な計画

【智頭宿エリアの主な計画】

1. 森林に関わる眺望点の整備及び立入り規制等

(1) 智頭宿の景観を活かした散策モデルコースの設定

①コース設定及びマップづくり

役場の関係部局、住民団体と協議し、重要文化的景観に関するスポットを周遊する散策モデルコースを設定する。コース設定は、来訪者・地域住民の双方にとってメリットのあるルートの有無を検討し、既存の観光ボランティアガイドと連携して活用を図る。また、他部局及び地域住民と協議しながら、当エリアの重要文化的景観に関わるマップを作成し、来訪者の案内に活用する。

②観光ボランティアガイド養成

智頭宿を案内する観光ボランティアガイドに対して、文化財担当部局が当エリアの歴史背景を伝える講習会を行い、文化的景観の魅力を発信する体制を整える。

③標識整備

・老朽化した標識の更新

当エリアには、木材を利用し景観に配慮された標識を設置しているが、中には老朽化が進んでいるものがあり、危険なものは撤去する。

・標識の仕様作成

見にくい標識や様々な団体が設置したものが存在するため、設置する位置や仕様を検討し、上記のコース設定を図るうえでも、来訪者にとって見やすく、一貫性のある標識を設置する。

(2) 慶長杉の活用

・案内版、解説板の設置

慶長杉は、入山規制柵が設置されており、一般の来訪者の入山は出来ない状態となっている。一方で、智頭駅や智頭町役場からの眺望は良く、周辺の森林に比べて一際大きな慶長杉を含む200年生を超えるスギ林の樹冠を見ることができる。そのため、慶長杉を観察できる視点場及び案内板・解説板を設置し、来訪者が容易に慶長杉を観察できる環境を整える。

・限定公開

慶長杉は、石谷林業株式会社が管理する山林にあり、現在は一般公開はされていないが、智頭林業の象徴といえる大木を活用することで、林業景観の目玉となりうるため、所有者と協議した上で限定的な公開を目指す。ただし、人が入ることによって慶長杉への生態学的悪影響や周辺林分を含めた林業施業への制約等が懸念されることから、配慮しながら慎重に進める。

2. 往来・街道筋の建築物等の景観整備と規制

(1) 空き家活用の支援

・他部局事業「空き家バンク」による利用推進

重要な構成要素がすでに空き家になっているものがあり、今後は景観が損なわれることが懸念されるため、他部局事業の「空き家バンク」の利用を推進し、所有者と利用者のマッチングを図ることで、活用を促し保存に繋げる。

- ・重要文化的景観内の建造物の活用提案の推進

当エリアには飲食店や商業施設なども点在するため、新たな民間企業の参入の可能性をサウンディング調査で模索し、外部からの優れた知見を集めながら、地域資源のブラッシュアップを目指す。

3. 国県指定・登録文化財等の景観整備

(1) 重要な構成要素となっている建造物の景観整備支援

- ・老朽化した建造物の整備

指定・登録文化財等において、老朽化により整備が必要なものがあるため、必要に応じて補助事業等により支援する。特に石谷家住宅は、開闢後、初となる屋根の葺き替え時期を迎えており、複数年かけての大規模修繕が必要である。

- ・活用施設としての活用

活用されていない建造物については、保存する上でも積極的な活用を推進し、その形態、構造を守っていく。

【芦津集落エリアの主な計画】

(1) 林業集落としての景観の保存

当エリアは本町随一の林業集落であり、管理の行き届いた森林が集落を取り囲んでいる。しかし、集落の人口減少により、空き家の増加、林業の担い手不足、文化活動の継続が懸念されるため、林業集落として今なお残る建造物や景観を構成する要素を保護するとともに、必要があれば補助事業等により支援する。このことから、当エリアに居住する魅力を高め、人口減少による様々な課題の解決に繋げ、集落の活発な住民自治活動の発展に寄与する。

(2) 林業に関わる担い手育成

林業未経験者や林業初心者などを対象に担い手育成を図る「智頭の山人塾」や林業及び地域産業の発展に貢献できる人材の育成を目指す「県立智頭農林高校」など、本町には林業に関わる担い手を育成する基盤が整っている。それらの団体と文化財部局の連携を深め、育成支援にかかる事業に重要文化的景観の価値を付随するなど、既存の事業のさらなる魅力化を図る。

(3) 林業集落の景観を活かした散策モデルコースの設定

・標識の仕様作成

現在、芦津集落内は観光地化されておらず、集落内を観光客が練り歩くことは、住民への影響が懸念されるため、効果的な道標を設定し、住民の生活と観光面の両立を図る。

・コース設定及びマップづくり

来訪者の多い「みたき園」や民泊家庭との連携を深め、情報発信を図るとともに、周辺の商業施設に好影響のある観光コースを設定し、集落全体の活性化を目指す。また、他部局及び地域住民と協議しながら、当エリアの重要文化的景観に関わるマップを作成し、来訪者の案内に活用する。

(4) 重要文化的景観のエンブレムの活用

生産者や販売者と協議を進めた上で、特産品である原木しいたけやお米、お酒等のパッケージに重要文化的景観のエンブレムを活用し、智頭の林業景観の啓発と特産品の魅力向上を図る。

【東山・沖ノ山エリアの主な計画】

(1) 沖ノ山スギの保護及び活用

沖ノ山スギの母樹は「智頭の林業景観」の価値の根幹であるため、その継承は必須である。しかし、近年は、ニホンジカの個体数が急激に増えておりスギに大きな影響を及ぼすようになってきている。シカの食害を防ぐにはエリアも広く、すべての範囲を対象とすることは難しいため、沖ノ山スギの母樹が多く生育する林分を中心に対策をおこないたい。対策として、文化財部局が役場の関係部局や猟友会との連携を図り、個体数の削減に努める。また、柵の設置等も考えられるが、必要に応じて補助事業等による支援を行う。

シカは人間の気配を嫌がる習性から沖ノ山スギの定期的な見学会を検討し、シカへの対策とスギの価値の啓発を図る。ただし、人が入ることで山が荒れる原因になる可能性があるため、事業展開は慎重に検討し、取りかかる場合は、山道の整備や案内板の設置、ガイドの養成が考えられる。

(2) 森林セラピーと重要文化的景観との連携

・森林セラピーロードの整備

重要な構成要素である森林セラピーロードは、災害により対応が必要な場合がある。所有者が様々であることから、協議を進めた上で整備する必要があるが、文化財部局で対応でき

ることとできないことを棲み分けしながら事業を推進する。

・森林セラピーとの連携

ロード内には森林軌道のために整備された鉄橋や切通、営林署の寄宿舍跡といった国有林事業に関わる痕跡が随所に残っているため、こうした施設を活かした整備とセラピーガイドが智頭林業の歴史を紹介できる体制づくりを推進する。

【重要文化的景観選定エリアを結ぶルート設定】

(1) 標識の作成

重要文化的景観に選定されている智頭宿エリアと芦津エリアが10キロ以上離れており、連携した活用を図るにはマップ等でルートを示した上で標識を設置するなど、エリア同士を結ぶ必要がある。また、飛び地で選定されている智頭往来志戸坂峠越（国史跡）をルートに組み込むことで、来訪者の周遊範囲の拡大と滞在時間の延長を目指す。

(2) 選定エリアの結びつきに繋げる重要な構成要素の追加選定

智頭宿エリアと芦津集落エリアの間に位置する杉神社と旧山形小学校（国登録有形文化財）を重要な構成要素の追加選定を検討し、重要文化的景観の充実化とルート内のコンテンツ密度を高める。杉神社は、杉の精霊を祀る全国でも類をみない神社であり、杉をかたどった白亜の塔で、樹木の霊を宿らせたものと伝えられてる。旧山形小学校は、81mもの長い廊下が特徴的な木造校舎であり、屋外には沖ノ山森林鉄道の機関車やトロッコ、架線が展示され、重要文化的景観の事業と連携した活用が考えられる。

図 8-1 整備のスケジュール表

種別	実施主体	整備方針	短期										長期					計画 実施	
			2019~2020 令和1年度	2020~2021 令和2年度	2021~2022 令和3年度	2022~2023 令和4年度	2023~2024 令和5年度	2024~2025 令和6年度	2025~2026 令和7年度	2026~2027 令和8年度	2027~2028 令和9年度	2029~2030 令和10年度	2030~2031 令和11年度	2032~2033 令和12年度	2033~2044 令和13年度	計画	実施		
			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			→	
重要な構成要素	家屋等	維持・修理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	社寺	氏子・総代 維持・修理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	土蔵	個人 維持・修理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	森林	個人・町・国 維持・整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	森林セラピー ロード	町 維持・再整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	石谷家住宅	町 修繕	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	空き家	町 調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
活動支援	人づくり	町・町内会 育成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	広報戦略	町 啓発	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	観光交流施設	町 維持	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	散策コース	町・各団体 計画・活用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	防災	町・町内会 整備・啓発	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
その他	情報発信施設	町 整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	修景形成基準	町 作成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	景観計画 重点区域	町 設定	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	保存管理	町 届出・報告	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	追加選定	町 調査・保存	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

2 整備活用に関わる事業

智頭の林業景観の整備活用に関わる事業は、以下のようなものがある。

(1) 歴史・文化資源の整備活用に関する事業

① 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

国が文化財の適正な保存管理とその活用を図り、文化財保護の充実に資することを目的として交付する補助金。重要文化財、記念物等、文化財の種類に応じて国庫補助要綱が定められており、国が「指定」をしているものを除き、文化的景観への国庫補助の詳細については、「文化財景観保護推進事業国庫補助要綱」による。

文化財景観保護推進事業は、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について、国が地方公共団体へ補助する事業である。このうち整備事業には、地方公共団体が自ら行う事業の経費に国が補助する事業（直接補助事業）と、所有者が行う事業に対して地方公共団体が行う補助の経費に国が補助する事業（間接補助事業）がある。補助内容は、重要文化的景観に選定されたものについて、整備計画の策定、説明板等の設置、防災、便益管理施設の設置等の工事、重要な構成要素となる物件の修理・修景等を行うことができる。

なお、間接事業に対する国庫補助活用にあたっては、市町村が補助率や補助額の上限等を定めた補助金条例又は要綱を制定し施行することが必要になる。本町は、智頭町重要文化的景観整備事業補助金交付要綱を制定し、重要文化的景観の保存に取り組んでいる。

図8-2 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の概要

項目	概要
対象経費	主たる事業費（標識・防災設備等設置及び改修工事経費、修理・修景、設計監理料、間接事業経費等） その他経費（事務経費）
補助率	補助対象経費の2分の1

②鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金

鳥取県内の国、県の文化財の保存及び保護を図ること目的として交付する補助金。

図 8 - 3

項 目	事業名	補助率
文化的景観	①調査	1/5
	②保存計画策定	1/5
	③修理、修景	1/3
	④防災施設等	1/3
	⑤普及・啓発	1/3
	⑥設計監理	1/3

③智頭町重要文化的景観整備事業補助金

重要文化的景観の環境を保存することを目的として補助金を交付する事業である。本事業により重要な構成要素の整備や修理を行う。

図 8 - 4 智頭町重要文化的景観整備事業補助金の概要

補助事業内容	
項 目	概 要
担当課	教育課
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 智頭町重要文化的景観を形成する重要な構成要素であること。 ・ 申請者が町税等を滞納していないこと。
補助率	別記表のとおり

図 8 - 5 智頭町重要文化的景観整備事業補助金の交付基準

事業名		補助対象経費	補助率 (%)	限度額 (千円)
	種別			
重要な構成要素 の修理	家屋、土蔵	外観保全のための屋根、外壁 及び構造耐力上必要な部分 の修理に係る経費	70%	8,000
	付属建物		70%	3,600
	工作物	修理にかかる経費	70%	2,800

④智頭町文化財保護事業費補助金

国、県、町の指定文化財の保存を目的とした、本町独自の補助事業。

現在の対象範囲では、該当の文化財は存在しないが、今後、町指定文化財に重要な構成要素が特定された場合は、本事業の対象とすることも検討する。

図 8 - 6 智頭町文化財保護事業費補助金の概要

項目	概要
担当課	教育課
対象	国、県、町の指定文化財
補助・上限	2分の1以内

(2) 森林・林業関連事業

①智頭町美しい森林づくり基盤整備交付金推進補助金（国事業）

「智頭町特定間伐等促進計画」に位置づけられた造林及び間伐等の森林施業に対して補助金を交付。

図 8 - 7 智頭町美しい森林づくり基盤整備交付金推進補助金の概要

項目	概要
担当課	山村再生課
補助対象者	実施要綱に規定する者

②鳥取県造林事業（国事業）

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的として、一定の条件を満たした森林整備に補助金を交付。

図 8 - 8 鳥取県造林事業の概要

項目	概要
担当課	山村再生課
補助対象者	市町村、森林組合、森林所有者等

③鳥取県林業再生事業「森づくり作業道整備事業」（県事業）

森林整備に必要な森林作業道開設に係る経費を支援。

図 8 - 9 鳥取県林業再生事業の概要

項目	概要
担当課	山村再生課
補助対象者	森林組合、森林所有者等

④林業に関わる担い手育成や施行支援について

【智頭の山人塾】

失われてしまった山の生活の知識、生活に使われてき様々な手づくりの道具、山の手入れの仕方、林木の伐採の仕方、枝打ちや薪割りなど林業に関する様々な技術を、智頭に住む年配の方なども講師に招き、実践を通じて学ぼうという塾が平成28年度から始まった。塾長を務める山本福寿氏は、鳥取大学で造林学、樹木生態学、森林保護学など長年にわたって研究し、教鞭をとってきたが、大学退官を契機に智頭町に移住してきた。

山本氏は山に出かけて技術指導などを行うとともに、智頭林業資料展示室のある旧山形小学校に事務所を開設して、林業に関わる様々な相談に応じている。また、森林生態学や造林学など、林業や山の暮らしに関わる様々な講義や実習を実施している。

【自伐型林業研修】

NPO 法人自伐型林業推進協会の協力を得ながら、自らの手で林木の伐倒や造材、搬出、作業道の開設といった技術を習得する研修会を平成27年度より智頭町主催で実施している。

研修会は年間に5から6回開催しており、テキスト代実費以外は無料で、自伐型林業に取り組んでいる「智頭ノ森ノ学ビ舎」はもとより、林業未経験者や林業初心者などを対象に、将来の智頭町林業の担い手の育成を図っている。

【智頭町木の宿場（やど）プロジェクト】

平成22年度に始まった「木の宿場プロジェクト」は「軽トラとチェーンソーで晩酌を！」合い言葉に、小規模兼業林家や林業に従事したことのない人でも気軽に参加できるシステムである。林地に放置された軽トラでも持ち出せる程度の大きさの残材や、間伐材を、1トン当たり7,000円の通貨価値（杉小判）で買い取る制度である。主催は木の宿場実行委員会となっている。

このプロジェクトを通して、今まで林地に放置されてきた間伐材を持ち出し、山林整備が進むこと、また1トン当たり7,000円の地域通貨を発行し流通させることで地域経済が元気を取り戻すことが期待されている。

【智頭町百人委員会林業部会】

智頭町の自立度を高めて、活力ある地域づくりを進めていくためには、町政へ住民の声を反映していくことが必要であることから、平成20年度に「智頭町百人委員会」が設置された。百人委員会は、住民が身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案していく組織であり、智頭町ならではの住民自治の実践を目指している。

委員は、高校生を除く18歳以上の智頭町民もしくは智頭町内の事業所に勤務する者を対象に公募を行い、智頭町長が任命することとなっている。

「智頭町百人委員会」は①商工・観光部会、②生活環境部会、③健康部会、④林業部会、⑤特産農業部会、⑥教育・文化部会、⑦獣害対策部会の7部会から構成されており、林業部会では、智頭町林業・林産業の振興に向けた様々な企画提案を智頭町長に対して行っている。

⑤森林セラピー事業

森林セラピーは、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことである。現在、智頭町では93%を占める森林資源を「森は大切な財産」として捉え、森がもつ癒し効果に着目し、住民の健康増進及び都市住民との相互交流を推進し、“疎開のまち”としての癒しの里づくりを進めている。

本町では、森林セラピーソサエティによる「森林セラピー基地」に町全体が認定され、重要な構成要素である沖ノ山森林鉄道軌道跡の一部を「森林セラピーロード」として活用している。

(4) 一般住宅整備活用事業

①智頭町住宅リフォーム助成事業補助金

定住の促進及び住民の住環境の向上並びに地域経済の活性化を図るために助成金を交付する事業である。重要な構成要素を改修する場合、外観は智頭町重要文化的景観整備事業補助金で対応できるが内部は対象外であるため、内部等の改修に当事業を活用することができる。

図8-10 智頭町住宅リフォーム助成事業補助金の概要

項目	概要
担当課	企画課
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の業者で住宅のリフォームを行う者 ・過去に町が実施する智頭町 UJI ターン住宅支援事業又は智頭町定住促進対策事業（住宅支援事業）の助成金の交付を受けていないこと ・過去にこの事業による補助金の交付を受けている人は、補助金を受けた年度から3カ年度経過していること ・町内在住で本町に住民登録又は外国人登録をしている者 ・町税等の滞納がない者
補助対象経費	リフォーム工事にかかる経費
補助・上限	対象工事に係る費用の 15/100 上限 15 万円

②智頭町定住促進対策事業費補助金

本町における若者世代の定住を促進するため、補助金を交付する事業。

智頭町住宅リフォーム助成事業補助金と同様で、重要な構成要素を改修する場合、外観は智頭町重要文化的景観整備事業補助金で対応できるが内部は対象外であるため、若者世代に限り内部等の改修に当事業を活用することができる。

図8-11 智頭町定住促進対策事業費補助金の概要

項目	概要
担当課	企画課
対象者	申請日現在において、申請者及び同居配偶者が 45 歳未満の者(但し、同居配偶者がいない場合は、18 歳未満の扶養親族がいる者)
補助対象経費	本町で住宅を購入又は住宅を改修する経費 (ただし、町内の業者で改修等を行う場合に限る。)
補助・上限	対象工事に係る費用の 15/100 上限 100 万円

③智頭町まるごと民泊事業

民泊は、一般家庭に宿泊し、受入れ家庭との交流と季節の田舎暮らしを体験できる宿泊体験である。ありのままの一般家庭で、まるで遠くの親戚や友人の家を気軽に訪れたような田舎暮らしを体験し、都市住民と民泊家庭との交流を通して地域の活性化を図っている。

当事業により、受入家庭の確保と態勢強化のため、簡易宿所営業許可の取得を支援しており、重要な構成要素の多くを占める一般住宅の活用を推進する事業と考える。

○智頭町重要文化的景観整備事業補助金交付要綱

(平成 31 年 2 月 1 日告示第 26 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、智頭町重要文化的景観整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について智頭町補助金等交付規則（昭和 48 年智頭町規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 重要文化的景観 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により選定された文化的景観をいう。
- (2) 重要な構成要素 文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠なものであって、智頭町の林業景観保存計画に記載されている重要な構成要素のことをいう。

(交付目的)

第 3 条 本補助金は、重要文化的景観の環境を保存することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 4 条 町は前条の目的を達成に資するため、別表 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う物件の所有者及び管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象経費及び補助金額)

第 5 条 交付の対象は、次の各号すべてに該当しなければならない。

- (1) 智頭町重要文化的景観を形成する重要な構成要素であること。
- (2) 申請者が町税等を滞納していないこと。
- 2 補助金の交付対象となる種類、補助対象経費、補助率、限度額は、別表のとおりとする。
- 3 前項によって得られた補助金の額に千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、智頭町重要文化的景観整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計書
- (4) 工事部の写真
- (5) 仕様書及び見積書
- (6) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、智頭町重要文化的景観整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（事業の実施）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、条件が付された場合は、これを遵守しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、智頭町重要文化的景観整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて事業完了の日から30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績
- (2) 実施設計書
- (3) 収支決算書
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事施工前及び完成後の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類等

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の報告書の内容が適正と認めたときは、補助事業者が提出する補助金請求書（別紙様式第4号）に基づき補助金を交付する。

（関係書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた者は、交付の対象となった事業の状況、事業に係る経費の収支その他の事業に関する事項を明らかにする書類等を備え付け、補助事業完了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 全各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条、5 条関係)

智頭町重要文化的景観整備事業補助金交付基準

事業名		補助対象経費	補助率 (%)	限度額 (千円)
	種別			
重要な構成要素 の修理	家屋、土蔵	外観保全のための 屋根、外壁及び構造耐 力上主要な部分の修 理に係る経費	70%	8,000
	付属建物		70%	3,600
	工作物	修理に係る経費	70%	2,800